

会報

第62号

国立大学協会

昭和48年12月

会 報

(第 62 号)

目 次

○西ドイツの大学をまわって……………加藤 一郎(3)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(7)
 - (1) 理事会 (48. 8. 8) ……………(7)
 - (2) 第1常置委員会 (48. 7. 18)……………(14)
 - (3) 第1常置委員会 (48. 10. 15)……………(16)
 - (4) 第2常置委員会 (48. 10. 17)……………(18)
 - (5) 第2常置委員会・入試期特別委員会
合同会議 (48. 7. 11)……………(21)
 - (6) 第2常置委員会・入試期特別委員会
合同会議 (48. 10. 17)……………(22)
 - (7) 第3常置委員会 (48. 8. 16)……………(23)
 - (8) 第3常置委員会 (48. 10. 2)……………(25)
 - (9) 大学卒業予定者就職問題懇談会 (文
部省主催)(48. 9. 18)……………(27)
 - (10) 大学卒業予定者就職問題懇談会 (文
部省主催)(48. 10. 6)……………(28)
 - (11) 第4常置委員会 (48. 10. 11)……………(30)
 - (12) 第5常置委員会 (48. 9. 20)……………(32)
 - (13) 第6常置委員会 (48. 9. 29)……………(35)
 - (14) 医学教育に関する特別委員会
(48. 9. 17)……………(37)
 - (15) 図書館特別委員会 (48. 8. 25)……………(38)
 - (16) 教員養成制度特別委員会
(48. 8. 10)……………(40)
 - (17) 大学運営協議会 (48. 8. 15)……………(44)
 - (18) 大学運営協議会各研究部会合同会議
(48. 7. 12)……………(45)
 - (19) 大学運営協議会各研究部会合同会議
(48. 8. 13・14)……………(47)
2. 諸会合……………(49)

B 要望書

1. 大学図書館の振興についての昭和49年
度予算に関する要望書
(48. 8. 25)……………(51)
2. 昭和49年度予算に関する要望書
(48. 10. 1)……………(55)
3. 正課中における学生の災害事故対策に
ついて (48. 11. 1)……………(57)

C 資料

1. 国立学校設置法等の一部を改正する法
律の施行について (通達)
(48. 10. 5)……………(60)
2. 日本学術振興会米国派遣学生等募集に
ついて……………(63)
3. 日本学術会議第10期会員選考周知方に
ついて……………(64)

D その他

- 池田前信州大学長の弔慰について……………(65)
1. 学長・役員・委員等の異動について…(65)
 2. 寄贈図書……………(65)
 3. 窓
 - 東北大学教育学部附属大学教育開放セ
ンターの開設……………(50)
 - 肥満児スポーツ教室開催について……(58)
 - 国立学校スポーツ教室を開催して……(64)

西ドイツの大学をまわって

加藤 一郎

1. 西ドイツ訪問の経緯

5月20日から6月10日までの3週間、ドイツ連邦共和国政府の招待により、西ドイツの諸大学を視察した。これは、昨年8月に来日したDAAD（ドイツ学術交流事業団）会長 Schulte 教授が私を訪問したときに話が始まったもので国立大学協会を通じて6人の国立大学学長が招待された。その目的は、西ドイツの大学事情の視察と、学術の国際交流の促進である。私は、3月末で交代したのちであったが、前からこの話の窓口になっていたので、国大協の臨時委員として、これに加わることとなった。他の5人は、団長・加藤六美（東京工業大学、国大協会長）、芦田淳（名古屋大学）、井上智勇（奈良教育大学）、飯島宗一（広島大学）、後藤正夫（大分大学）の諸氏であった。

私たちは、ボン、シュトゥットガルト、ベルリン、ハノーファーの4都市に滞在し、そこを基地として諸大学を訪問した。ボンでは、連邦政府教育科学省、各州文部大臣常設会議、西ドイツ学長会議、DAAD、フンボルト財団、ドイツ研究協力財団（Deutsche Forschungs Gemeinschaft）から話を聞き、ボフム大学とケルン大学を訪問した。シュトゥットガルトからはシュトゥットガルト工科大学、チュービンゲン大学、ハイデルベルク大学、フライブルク大学を訪問した。ベルリンでは、ベルリン自由大学とベルリン工科大学、さらにハノーファーからは、ハノーファー医科大学、ゲツチンゲン大学、ブランシュヴェイク工科大学を訪問した。このほかにも、夜はオペラ3回と音楽会3回、休日にはジュヴァルフヴァルトのドライブをするなどの歓待を受け、短期間にしては充実した日程をすごした。

2. 西ドイツの大学の現状

(1) 西ドイツの大学制度

西ドイツの大学については、もともと連邦政府には権限がなく、大学は州（西ドイツは西ベルリンを含めて11州）の権限に属しており、国立といってもいわば州立大学である。ただAbitur（高校終了時に行なわれる試験で大学入学資格試験の意味をもつ）は西ドイツ内どの大学にも入学することができるたてまえになっており、学生には大学間の移動の自由もあるので、総合大学の間には格差はないのがたてまえである。総合大学（Universität、工科大学もかつての Technische Hochschuleから Technische Universität に名称を変えた）のほかに、少し程度の下教育大学や各種の専門大学があるが、すべて州立が原則であり、私立大学はないと考えてよい。大学へは、小学校の基礎過程（Grundschule）4年から9年制の高等学校（Gymnasium）を経て進学するのが本道であり、小学校4年でこの道を通る大学進学者と別の道へ行く非進学者が分かれるという複線式の制度が従来からとられていた。これに対しては、機会均等の上からの批判があり、最近では傍系からの大学進学もかなり認められるようになってきている。そして同年齢層の間での大学進学率は以

前の8%から倍の16%（9年制高校進学者20%の8割）にふえようとしており、これに大学がどう対処するかが大きな問題になっている。

(2) 大学立法の問題

西ドイツでは、1967年頃からの大学紛争の結果、1969年頃に多くの州で、学生参加などを認める大学立法が成立した。内容は進歩的な州と保守的な州で異なる（州政府が社会民主党かキリスト教民主同盟かで違う）が、大学全体の管理機関である評議会と、学部段階の教授会にあたる会議を、大学教員、助手、学生の三者、あるいはそれに一般職員の加わる四者で構成するとしているのがふつうである。その割合は、大学教員がやや多くはなっているが、大学教員だけでは過半数にならないところが多い。

このような各州の「民主化」立法に対しては、行きすぎだという批判がその後強くなり、かなりの州でその改正（Novellierung）が問題とされている。このような改正に対して、学生運動は反対しており、次のような連邦の立法との関連もあって、すぐに改正が実現するとも思われない。

次に、連邦政府はもともと大学に対して全く権限がなかったが、1969年のボン基本法（憲法）の改正で、大学大綱法（Hochschulrahmengesetz）を制定することと、大学の新增設の予算の半分を支出することが認められた。そこで大学大綱法の法案を国会に提出したが1972年の国会解散で廃案となり、近く教育科学省の2度目の法案を国会に提案すべく準備中である。これには、大学の管理（参加問題）、大学の統合（教育大学等を統合した Gesamthochschule 統合大学の設置）、大学教員の任用、大学の入学制限など大学の主要問題についての基準の大綱が定められる予定である。具体的な基準は、この大学大綱法のわくの中で各州の立法、さらに各州法のわくの中で各大学の基本規則で定めることとなるが、連邦の立法ができればそれが大きな影響を及ぼすことになる。もっとも、これについても前から種々の論議があり、野党のキリスト教民主同盟の反対もあるので、簡単に成立するわけではない。

さらに、われわれの滞在中、5月29日に、参加問題についての連邦憲法裁判所の判決が出された。これはニーダーザクセン州の臨時大学法に対して398人の同州の大学教員から提起された違憲訴訟に対するものである。この判決は、一方では正教授が支配する正教授大学から、大学教員・助手・学生等の各種のグループの管理するグループ大学（Gruppenuniversität）への変化は合憲であることを認めつつ、他方では、ボン基本法の定める研究・教育（Lehre）の自由（5条3項）から、大学教員（Hochschullehrer）は特別の地位をもつべきものとし、研究・教育に直接にかかわる決定、および大学教員の選考手続においては、大学教員が合議体の過半数を占めなければならないとし、その限りでニーダーザクセン州の臨時大学法は違憲であるとした。さらに、この判決は、大学教員は、同質のもので、他のグループと明確に区別されなければならないとし、また、一般職員は研究・教育に関する決定からは排除されなければならないとしている。

この判決は、裁判官の6対2でなされたものであるが、従来の広汎な参加に対して一定の歯止めをおいたものということができよう。これは一州の法律に対するものだが、同じ原則は他の州にも適用されるはずであるから、現在および将来の大学立法に大きな影響を及ぼすことになる。もっとも

も、これに対して、進歩的な例では、現在の助手グループの上の方を Assistenzprofessor (補助教授)として大学教員に含めれば、実質的にはいまの状態でも違憲にはならないという考え方があるし、保守的な側でも、この程度では十分な勝利とはいえないという失望があるようである。

(3) 大学の拡張

前述した大学進学率の増大に対応するために、西ドイツでは大学の新增設が盛んに進められている。新設大学としては、ボフム大学をはじめ、いくつかの大学が開設され、完成に向かっていく。しかし、そのほかに、チュービンゲン、ハイデルベルク、ゲッチンゲンなど数百年の伝統をもつ古い大学で大きな増設が進められていることには驚かされた。その形は、大学中心の都市の周辺に自然科学系の広大なキャンパス（ドイツにはキャンパスの概念はなく、大学の建物が町と共存しているが、便宜上使うことにする）をつくって、そこに自然科学系が移り、そのあとの古いキャンパスで人文・社会系が拡大するというものが多い。これは、学生数の急増と、自然科学系の拡張の二つの要請にこたえようとするものである。

このような大学の新增設には、州と連邦が協力して計画をつくり予算を半分ずつ出しているが、巨額の資金を投じていることには、わが国の現状と比較して驚かされた。一例であるが、ゲッチンゲン大学の増設には、第1次の5年間に1300億円（1マルク＝100円として概算）が投じられ、現在進行中の第2次5か年計画には600億円が予定されている。また、ハノーファーに新設された医科大学は単科大学であるが新設に500億円が投じられ、なお、160億円程度が予定されている。ドイツの都市は周辺に州所有の山林・原野があるので、土地代はゼロと考えてよく、建築費と設備費だけで、これだけの資金が投じられているのである。このような新增設にあたっては、大学間に格差はないというたてまえから、充実した大学をつくる努力がなされているわけである。

しかし、これだけの新增設をしても、自然科学系の拡張には限度がある。そこで、医学をはじめとして、Abitur を通った、本来ならば大学入学資格のある者についても、入学の定数をきめて入学を制限するということが行なわれるようになった。この入学制限 (numerus clausus) については、学生の勉学の自由との関係が問題となるが、必要やむをえない場合に制限をするのは違憲ではないということになり、現在では、医学のほか、歯学、獣医学、薬学、心理学、生物学、化学、生化学、建築学の10の専門について入学制限が行なわれている。この入学制限反対は、学生運動の一つの目標になっている。

なお、教育大学や専門大学を、統合大学 (Gesamthochschule) に統合して、総合大学なみの水準に引き上げようとする提案もなされているが、まだ実現していない。

(4) 大学の管理・運営

前述したように、西ドイツの大学では、州法および大学の基本規則によって、大学教員・助手・学生と、それに大学によっては一般職員といういくつかのグループ別に選出された者で、大学の管理機関が構成されているのが、ふつうである。

まず、大学全体の管理機関としては、学長、副学長の選挙や基本規則の制定、改廃などを行なう大学議会ともいべきもの (Konzil, Parliament, Versammlung, Grosser Senat) と、その他の規

則の制定、大学全体についての計画・立案・管理などを行なう評議会 (Senat, Akademischer Senat) と2種類のもののある大学が多い。その構成は、大学教員、助手 (教育研究補助者)、学生、一般職員の比率でいうと、たとえばベルリン自由大学の Konzil (大学会議) は各専門領域 (学部を細かく再編成したもので20あまり) ごとに2人:2人:2人に、一般職員20人が加わったものであり、Akademischer Senat (学術評議会) は11人:6人:5人:2人となっている。

次に、学部段階では、わが国の教授会にあたる学部会議、あるいは学部を再編成した部門 (Abteilung)、専門領域 (Fachbereich) の会議があるが、ここでも4つのグループの代表者で会議が構成されているのがふつうであり、ベルリンでは、7人:4人:3人:1人、ポフム大学では6人:2人:3人:1人というようになっている。

ここでベルリンをあげたのは、参加の程度の最も大きい例としてである。一般に参加に対しては、議論が長くなってまとまらない、議論や決定が党派的になりやすい、参加の大きいところはごたごたが多く教授が他へ移るので質が低下したなどの批判を教授たちからは聞かされた。もちろん参加を支持する意見もあるが、紛争後にかなり思いきった参加を認め、大学の「民主化」を進めようとしたことが、予期した成果をあげていないことは、たしかである。

なお、学部は再編成されて細分化しているところが多く、たとえば従来の7学部が20前後の専門領域に分かれたりしているが、それは主として文学部や自然科学部 (理学部に相当する) が範囲が広すぎるために分かれたことによるものである。

(5) 学生問題

西ドイツでは、大学紛争は前に終わっているが、大学によってごたごたが続いたり、新たに起こったりしているところがある。学生運動の中心は共産党より左の過激派であるが、実際に活動している学生は少数であり、運動も分裂している。一般的には、大学への不満よりも反体制を志向しているが、大学内でも大学立法改悪反対、入学制限反対等を具体的な問題として掲げている。

学生に関しては、授業料は数年前に全廃され、奨学金も最高月4万円の給費が収入に応じて学生数の約30%程度の者に支給されており、学生は経済的には恵まれた状況におかれている。学生宿舎も、設備のよい個室がかなり整備されているが、管理は大学でなく別団体の Studentenwerk (学生事業団) が行ない、月1万円程度 (市価はその5割増ぐらい) の室料をとって合理的に運営しているものが多い。

3. むすび

こんどの旅行中に、従来の学術交流は、西ドイツの資金で西ドイツに日本からの留学生を送るという一方通行の姿になっていたことが西ドイツ側関係者から指摘され、われわれも、そのことを強く印象づけられた。加藤六美団長も、あいさつの中で、われわれはこの一方通行を今後双方通行にしていこうように努力したいこと、また明年には西ドイツの学長6人を日本政府で招くように計画を進めていることを述べて、これに答えた。

(筆者 前東京大学長・会長)

(西ドイツからの資料の到着がおくれたり、欧米旅行等のため、止むを得ず前) に書いたものを送った旨先生からおことわりがあった。——事務局

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和48年8月8日(水)13時~16時
場所 国立大学協会の会議室
出席者 林 会長
加藤, 前田各副会長
丹羽, 白淵, 加藤(陸), 石原, 相磯,
宮島, 都留, 清水, 芦田(淳), 井上,
芦田(謙), 山岡, 黒田, 外山各理事
谷田第2, 後藤第5各常置委員長
博田監事

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より、本日は私が会長に就任してから初めての理事会で、諸事不慣れであるがよろしくお願ひしたいと挨拶があり、ついで報告事項として、去る8月3日池田信州大学長が逝去された旨が述べられ、哀悼の意の表明があった。

続いて前々回(5月10日)と前回(6月19日)の議事要録の確認に移ったが、全文を朗読することは省略し、本日の議題に関係ある部分(5月10日の教官待遇改善案と入試改善調査に関する部分)のみを朗読し、これを承認した。なお、この際、教官待遇改善案に関する部分の記録について都留理事(第6常置委員長)より、議事要録を作成する場合、批判的意見を載せるならこれに対する回答意見も同時に載せるべきで、批判的な点だけを紹介することは公正を欠くことになる発言があり、この点について

では今後留意することとした。

I 会務報告

(1) 要望書の提出について

過般の第52回総会の際決議された ①大学保健管理施設の増加、充実について、②国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書、③教育・学術・文化に関する国際交流の促進について、ならびに④国立大学教官等の待遇改善に関する要望書等については、去る6月21日それぞれ関係方面にこれを提出するとともに、会長、副会長、第4、第5、第6各常置委員長が村山文部事務次官と面談して要望した。また、国立大学教官等の待遇改善に関する要望書については翌6月22日会長、副会長、第6常置委員長が人事院総裁ならびに事務総長事務代理に面接し懇談した。さらに教育・学術・文化に関する国際交流の促進については、7月2日加藤副会長、後藤第5常置委員長が外務省、日本学術振興会、国際交流基金のそれぞれ関係者を訪ねて要望懇談した。

(2) 大学改革に関する第3次調査研究について
大学運営協議会の大学改革に関する第3次調査研究については、各研究部会において予定に従って報告書作案に専念し、熱心に作業を進め原案を得ることができた。近く研究部会合同会議ならびに大学運営協議会を開催して審議の上、その成案については各大学に照会し意見を求める段階になっているのでご了承願ひたい。

(3) 国立大学学部長会議等の要望書について

去る7月5日全国国立大学教養部長同学部長会議から、また7月6日には全国国立大学工学部長会議からそれぞれ当面している予算関係その他の諸問題について会長宛要望書の提出があり、また7月2日国立九大学法経学部長会議から卒業予定者の就職問題に関する要望書が、7月17日には国立単科大学長会議から「単科大学改革における問題点」、さらに7月24日には国立十大学学長懇話会から外国人教師等宿舎の整備充実についての要望書が提出されたので、関係の常置委員長ならびに関係部会長にこれを送付した。

II 協 議

(1) 国立大学入学試験改善調査費について

このことについて、会長より次のとおり述べられた。

来年度の国立大学入学試験改善調査事業計画書ならびに同上経費については、昨日入試改善調査委員会を開いて別紙案について協議されたので、前田委員長ならびに鶴田事務局長から報告願ったうえでご協議いただきたい。

これについて前田委員長より、資料5「昭和49年度国立大学入試改善調査研究の実施事業計画書」に基づき次のとおり説明があった。

この実施事業計画書の1および2の項に記載されている入試改善調査委員会以下の5つの委員会等は、既に本年度設置され活動中であるが、発足してからまだ日も浅く目下それぞれの課題について研究中の段階である。このような状況の下で来年度予算を組まなければならない事情となり、研究の途中で来年度の事業計画を決めなければならない成行となった。それで取敢えず推

測によって別紙のような計画をたて各委員会の意向を聞くことにしたが、コンピューター専門委員会では来年度も研究を継続したい意向を持ち、この実施事業計画書の3にある「試験問題実地研究調査」についてもぜひやりたい希望を表明している。また、各科目別研究専門委員会の意向については、先般（7月23日）の科目別委員長連絡会議の際に、①来年度研究実施の意向、②実地研究調査の必要性、③実地研究調査を実施する場合の協力の可否、の3点について質問を呈したところ、後日の回答結果では①、②に対しては必要、③に対しては可能、という意思表示が大多数であった。このような状況であるので、この入試改善調査研究の事業を別紙案により来年度も継続して実施したいと思うのでよろしく審議をお願いしたい。

ついで鶴田事務局長より、この件につき次のとおり説明があった。

来年度は、本年度に引続いて更に検討を進めるということであるが、来年度は「試験問題実地研究調査」を行なうことが重点になる。この「実地研究調査」というのは、いわゆる「試行」ではなく、共通1次試験を実施する場合の全般的な作業の検討という性質のものである。これら一連の事業に要する来年度の調査研究費予算については、文部省とも折衝して別紙5₂のようなものを作成したが、その総額は5,831万円 で本年度予算に比べると約1,300万円の増加となっている。この増加は、主として新規計画の「実地研究調査」の経費と、これの実施に伴うコンピューター処理経費の増加によるものである。なお、この「実地研

究調査」についての予算内訳は別紙のとおりである。

(なお、関連して「社会」の政治・経済の研究専門委員会の担当校は一橋大学の予定が、横浜国立大学となった旨の報告があった。)

以上の説明に対して主に次のような質疑応答があった。

- 「実地研究調査」を大学でやる場合には意思統一を図って協力して貰う必要がある。
- 共通1次試験について各大学の意思統一を図ることは大事な問題である。実施方法等調査専門委員会では目下共通1次試験を実施する際の実施主体の組織およびその運営等について検討しているが、この組織は大学が責任を持つ性質のもでなければならないという方向で考えられている。そして、それには各大学の理解と協力を得ることが前提となる。
- 国大協としては入試改善として共通1次試験のことを挙げているが、共通1次試験が入試改善にまず有効であるとの考えか。
- 共通1次試験を目標とした調査研究のタイトルが入試改善ということになっている。共通1次試験が入試改善の最上策だと思っているわけではない。その可否の検討を今やっているわけである。
- 共通1次試験のメリットをどう説明するかについて、国大協で論議する必要がある。
- コンピューターによる大量処理方式でやることの制約によって、共通1次試験ではある能力を判定できない科目が多い

ということになれば、多大な経費や労力を費やしてまでこれをやる必要はないということになる。全部の科目について2次試験をやるのでは二度手間になる。必要な科目についてだけ2次試験をやるというのでないという意味がない。

- 受験生全員が1次試験、2次試験の2回のチャンスを持つのか。1次試験で落とすことはしないのか。
- それは各大学の自由であるが、国大協としては1次、2次を総合することを原則としている。第1次試験を足切りのみを使うことは望ましくない。仮に足切りをしても、2次試験受験者に対しては1次、2次の両方の総合成績で評価するようにしてほしい。

その他「実地研究調査」の予算の組み方についての質疑応答もあり、協議の結果、この来年度の実施事業計画とその予算案を承認した。

(2) 第6常置委員会作案の国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

この問題については、去る5月10日開催の理事会において審議されたが、その後関係の常置委員会および研究部会においても検討されているので、それぞれご報告を願うご協議を願いたい。

これについて、まず宮島理事(第1常置委員長)より概略次のとおり報告があった。

この問題は第2研究部会にも関係があるがまだ検討が進んでいないので、第1常置委員会の審議状況について報告する。第1

常置委員会では過般の総会の際に開催された委員会で、第6常置委員会提案の報告書(案)を配付し各委員に検討方を依頼した。その後、去る7月18日に委員会を開催し、第6常置委員会から氏原委員、高梨専門委員の出席を煩わし、この報告書(案)の審議経過とその内容についての説明を伺った。そのあと質疑応答が行なわれ、①待遇改善と制度改革を関連させる必然性、②教官を専門職とすることの根拠、③職階を撤廃することによる研究・教育運営上の影響、④教官の業績評価の困難性と研究業績主義への傾斜の危険性、その他幾つかの問題点について意見交換があった。

この意見交換が終わったあと、この問題についての第1常置委員会としての今後の進め方について検討した。ここではいろいろな意見があって、具体的な結論には至らなかったが、総括的にいうと大体次のようなことであったと思う。

大学の教官給与の水準は低いので改善の要はあり、そのために研究・教育の基準を明確にすることや格差の是正を図ることは一応納得できる。しかし、研究・教育の問題としての制度改革となるといろいろな問題があり、慎重を要する。第1常置委員会としては、職階制、任期制、再審査制等の制度改革が大学の研究・教育体制にどう影響するか、改革した場合にうまく運営できるか、についてもっと詰めを行ない、改革した場合のイメージをはっきりしたうえで、アンケートを出すことには心配な面がある。それで、第6常置委員会とも合同打合わせをして、具体的な問題——運営の問題、影響の問題等を含めて検討したい

というのが、前回の第1常置委員会の空気であったと思う。

以上の報告に対して都留理事(第6常置委員長)より次のような意見が述べられた。

いま問題になっているのはこの報告書(案)の取扱いの手續上の問題であるのでこの改善案ができるに至った経緯について説明したい。この教官の待遇改善問題についての折衝が始まったのは今から2年半ばかり前の46年1月(27日)のことである。当時、国大協から教職員の給与改善に関する調査会または協議会設置を当局に要求していたことに関し、文部省からこのことについての非公式の話し合いの申し入れがあり、国大協から近藤第6常置委員長、隅谷、慶谷両委員の3人が出席し、官房長、人事課長等と話し合いを行なった。その際、文部省から何か具体案を国大協で検討し、提示してほしいということであったので、これに基づき会長にも諮ってこの問題を検討するための小委員会が設けられることになった。そして、同年2月12日に第1回の小委員会が開かれ、続いて3月30日の小委員会に各委員が意見を持ち寄り協議が行なわれ、そこで改善案の項目、箇条書等が決定された。その項目の中に既に今回の報告書(案)の骨子が含まれていた。更に4月30日には文部省と再度懇談会を開き、これには会長も出席し、そこで改善案について要望した。

その後、昨年(47年)12月22日以降数回に亘り会合を開いてこの改善案のまとめに努め、その素案が得られたので本年2月28日の理事会でこの改善案の概要を紹介し、

それとともにこの改善案の成案が得られたら各大学に照会することについて事前了承を得たいと諮り、了承を得た。それで、4月14日の第6常置委員会でこの改善案を審議し、そこでの意見を入れて成案をまとめ、これを5月10日の理事会に提出し、これを各大学に送付し意見を求めてよいかと諮った。その際、幾つかの問題点が出されたが、それらの意見は2年半前の発足時から今日に至るまでの間に出された意見の繰り返しが多かった。しかし、結局理事会では、関係のある委員会、研究部会でも検討するという事になったが、その検討も余り進捗していない。この待遇改善案は2年半前からの作業であるが、その間に委員長も交代し、また委員の交代もあって仲々作業が捗らない。過般の6月20日の新委員会でもこの問題について諮り、なるべく早く理事会の審議を進めてほしいということになった。そのような事情で、本日はこれの事務上の問題について審議して頂きたい。

以上の説明に続き、芦田理事（第1研究部会長）よりこの問題についての第1研究部会における審議状況について概略次のとおり報告があった。

去る7月19日に会議を開催しこの問題について審議したが、この改善案は抜本的かつ具体的な案なので内容の検討には時間を要し、指示された7月25日までの期限に回答を出すことは到底不可能ということになった。また、第1研究部会としては、目下大学改革に関する第3次報告書の作業の作業を急いでいるので、現在は時間的余裕がない。さらに、今まとめている大学改革案の中に教員人事に関する問題も取り上げら

れており、その側面からもこの問題を考えなければならない。第1研究部会の大学改革案では、各大学のアンケートの結果も踏まえて、現行の教員制度を改める構想にはなっていないし、また任期制推進も取り上げていない。

そのほか、給与改善の点から制度改革を取り上げることはいとしても、その考え方それ自身をまずアンケートし、その上で具体的なアンケートをしたらどうかというふうに考える。先程の話では、46年3月に改善案の骨子ができたということだが、これについて各大学の意見をきかれたのか。国大協では各大学にアンケートをする場合、まず事前に大略の骨子を照会して各大学の意向をきくことが慣行となっている。

これに対し都留理事より次のように説明があった。

一昨年3月の際は委員が意見を持ち寄っただけで各大学の意見はきいていない。しかしその時以来国大協の中では、この案は問題提起の形で存在した。その後いろいろ議論があつて処理され、ようやく成案となった。骨子だけのアンケートでは理解されにくい。肉づけのある、体系性のあるものでないと理解しにくい。第6常置委員会の審議状況についてはこれまでその都度報告してきたが、これに対し今のような意見もなかったので作業を進めた。必要なステップを踏まずに先走りした観もあるが、具体的な叩き台が必要だと考えた。簡単なものだと理解が不十分で反応の仕方も変わってくる。

これに対し芦田理事より次のような意見が述べられた。

そういうこともあるが、国大協としてはこれまでアンケートの骨子について各大学のコンセンサスがあってから具体案をアンケートしてきた。各大学の意見を踏まえてから進めるという態度であった。その点から考えると、そのような手順を踏んでほしかった。たとえば、給与改善について職階制改革が必要かどうかをまず聞くというような手続きがあってもよいと思われる。

以上で第1常置委員会および第1研究部会の報告とこれに関する意見交換を終り、このあと主として次のような論議が交された。

- この改善案については既に関連委員会等で検討も始まったので、この案の後半の制度改革に関する部分は関連委員会等と合同で討議して成案をまとめ、これを国大協の案として各大学に送ったらどうか。
- 国大協の案として意見を問うことが適当かどうかははっきりしないし、国大協案となると相当時間を要することになる。また、第6常置委員会の名で出すとしても、その後委員も交代しており案を練り直すことにもなるので、むしろ給与小委員会案として出せば連続性もあって適切かと思われる。この問題を審議してから既に2年半も経っているのです、どこかで区切りをつけないと処理できない。
- この改善案は第6常置委員会としては立派なものであるが、アンケートをするとなると具体性に欠ける点がある。たとえば選考の基準、特に教育業績の評価などはむずかしい。また、制度改革の問題は第6常置委員会の担当の範疇外である

ので、関係委員会等と合同で討議し、具体性のあるものとして合同会議の名でアンケートするのがよいのではないか。これまでの努力に対し何とかしたいが問題の性質上慎重に扱う必要がある。

- この改善案実施の場合に生ずる問題点も整理したうえで適切なきき方を検討する必要がある。この改善案の方向は生かしたいが、そのための方法を慎重に考慮しなければならない。
- この改善案についての手続きが問題なのだから、関係委員会等の合同でアンケートを出す形にするかどうかを決めればよいのではないか。合同で一括してアンケートする方法もあるが、各委員会等から関係部分をそれぞれアンケートする分解の方法も考えられるのではないか。
- 各委員会等の守備範囲というものがあり、制度改革の問題となると第1常置委員会、第1研究部会の担当事項となるので、制度改革に関する部分は関係委員会等に回付するのが適当と思う。

その他、この改善案が作成されるに至った経緯や、この案を照会することについての討議経過等に関し、また、この問題を今後検討する場合の審議の形態や、これを照会する場合の方式等について種々意見が交されたのち、この問題については、これに関係ある委員会等（第1常置委員会、第1研究部会、第2研究部会）でそれぞれ検討を行ない、意見をまとめることとした。

(3) 委員長報告と協議

1) 大学における「研究所問題」に関する調査研究報告書(案)について

このことについて加藤研究所特別委員

会委員長より次のとおり報告があった。

予てから本特別委員会で検討を続けてきた研究所問題についての調査研究報告書（案）の原案が、この程資料7のとおり出来上った。これは国立大学における研究所の現状を解析し、当面のあるべき姿を究明したもので、これによって研究所問題についての要望書ができることになる。一応原案ができたのでこれを各大学に配付し、意見を求めることにしたので、次回の理事会でこの報告書（案）についてのご意見を伺いたい。

これについて鶴田事務局長より、この研究所問題は特別委員会で検討し、これの報告書は大学改革に関する第3次報告書に加えて刊行する予定になっており、作案の過程で関係委員会等との調整も済んでいることでもあり、できればこの席で原案について各大学へ照会することの承認が得られれば好都合であると述べられた。

これについて協議の結果、この報告書（案）は現状分析が主で特別の具体的提案を掲げているものではなく、内容上格別問題はないということから、この報告書（案）を各大学に送付し意見を求めることを承認した。

2) 「大学院および学位制度の改善について」（中間報告）に対する見解について
このことについて宮島第1常置委員会委員長より、次のとおり報告があった。

先般の総会の際に「未定稿」の見解を提出し、それとともにこの「未定稿」見解については、更に他の意見をも参照して後日最終的な見解をまとめることにつ

いても了承を得た。その後、この最終的な見解がまとまらない中に文部省からこの問題についての国大協としての意見を求められたので、今後多少の修正はあるとの「注」を付して取り敢えず「未定稿」の分を提出したのでご了承を得たい。現在、この問題に対する各大学の意見も大体集まったので、これを参照して必要な修正を行ない、今月中くらいに最終的なものをまとめる予定であるが、抜本的な訂正はないものと思われる。

3) 西独学長の招待について

このことについて会長ならびに丁子事務局長より次のとおり報告があった。

本年の西独からの学長招待の返礼として来年度西独の学長を招待する計画を立て、文部省、日本学術振興会等に予算折衝をしている。これの具体的計画については、今回訪独した学長等を中心として準備委員会を設けることにしているが、未だ発足していない。なお、この委員会には会長も加わってほしいとのことなので、私も加わるようになった。

4) 教員養成制度特別委員会の委員交代等について

このことについて会長より、同特別委員会委員長から資料6のとおり学長委員の追加、教員委員の交代について理事会に諮ってほしい旨の依頼があったが、このとおり認めてよろしいかと諮られ、異議なくこれを承認した。その結果、林宮城教育大学長が新たに同委員会の委員となり、また教員委員は野村委員（金沢大）に代って新谷委員（金沢大）が、池田委員（京都大）に代って小林委員（京

都大)がそれぞれ同委員会委員に就任することになった。

(2) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和48年7月18日(水)13時~17時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 官島委員長

加藤, 林(竹), 長崎, 林(金), 山田

谷口, 円藤, 黒田各委員

下沢, 白田, 綿貫, 安盛各専門委員

(説明員)

第6常置委員会 氏原委員, 高梨専門委員

官島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 本日は前回(6月20日)の委員会で申し上げたように, ①去る5月10日の理事会に提案された第6常置委員会作成の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について, これを本委員会の立場から検討すること, ②過般の総会に未定稿の形で提出した本委員会作成の「大学院および学位制度の改善について(中間報告)に対する見解」について, その後各大学から寄せられたこの「中間報告」に対する意見を参照してこの未定稿の「見解」を最終的なものにまとめあげること, の2つの案件について協議願うためお集まり願ったと挨拶があり, ついで上記①の問題審議の関係上, 本日特に説明員として出席された第6常置委員会の氏原委員, 高梨専門委員の両者を紹介され, 同委員会作成の「報告書案」の内容について説明を求められた。

[議事]

1. 国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)について

まず説明員の高梨専門委員から, この「報告

書案」を作成するに至った経過について大略次のとおり説明があった。

予て本協会からも要望していた「教官給与の抜本的改善を行なうための調査会もしくは審議会の設置」がようやく実を結んで, 昨年8月文部省に「教員等待遇改善研究調査会」が発足し, これに本協会から第6常置委員会関係の加藤(後に都留委員長に交替), 鎌田, 高梨の3者がメンバーとして参加した。この3人の者は国立大学側の意見を代表するという立場から審議に加わったので, 国立大学側としての意見をまとめる必要があるため, 昨年9月第6常置委員会内にこの問題を専門に検討する給与小委員会が設けられた。以来, 都留委員長主宰のもとに数次の審議が重ねられ, 本年3月に第1次案が作成され, 4月には第6常置委員会としての成案が得られた。それで, 早速これを各大学に照会し意見を求めたいと思ったが, この「報告書案」には, 待遇上の問題だけでなく制度的な問題も含まれているので, 本協会内の関係委員会等でも審議して頂き, その上でこれをまとめあげたいと願っている。なお, 第6常置委員会としては, これによって問題提起をし, 各大学の教官が待遇改善問題に対してどんな考えをもっているか, どういうことが望ましいと考えているかの意見を出して貰いたいことを望んでいるわけで, 一応たたき台としてこれを各大学に送りたいと希望している。文部省の上記「調査会」では, 来年春に教官待遇改善に関する最終答申を行なう予定である事情にもあるので, 国立大学側の意見をできるだけ早い機会にまとめたいと願っている。

以上の前置きののち, この問題を検討するに当たっての基本的な考え方を述べられ, ついで別紙資料「国立大学教官等の待遇改善に関する報

告書(案)」によって、まずこれの基本方針の6点について、さらにこれに基づく待遇改善の具体的改革案として「Ⅰ 待遇改善案」とこれに関連する「Ⅱ 教授銓衡制度にもとづく任用制」の2つの主題について詳細な説明があった。このあと、氏原委員より若干補足説明が加えられた。

以上の説明ののち、委員長より、この「報告書案」の具体的検討に入る前にこれの扱い方の問題について一応の了解を得ておきたいとして、去る5月10日の理事会でこの問題が討議された際の議事要録の紹介があり(この「報告書案」にはなお検討を要する多くの問題が含まれているので第6常置委員会ですらに検討を重ねる。また他の関係ある研究部会においてもこの案件につき検討する、との趣旨)、なお、今後の予定としては来たる8月8日に理事会が開催され、この扱い方の問題がさらに審議されることになっている旨説明があった。ついで、本委員会としては、この扱いの問題とは別に、大学の組織・制度の問題を担当する立場からこの「報告書案」に含まれている職階制、教授銓衡制度の問題を検討したいと述べられた。

このあと、この「報告書案」の内容について質疑応答が行なわれ、主に次のような点が論議の対象となった。

- ① 待遇改善と制度改革とを関連させる必然性
- ② 教官を「専門職」として司法官や医療職並に取扱うことの根拠。
- ③ 職階を撤廃することによる研究・教育運営上の影響(特に医・工学部等における)。
- ④ 何回も審査を繰り返すことの必要性和その場合の審査基準の定め方。
- ⑥ 教授の資格条件(学問的水準,人格,識見,責任能力等)の点および教授の地位の国際的

関係の問題。

- ⑥ 教官の業績評価の困難性および研究業績主義への傾斜の危険性。
- ⑦ 同僚間における適格審査が円滑に行なわれ得るかの可能性。
- ⑧ 現在のローテーション人事異動との関係。
- ⑨ 審査不合格者の処遇問題。
- ⑩ 任期制受容基盤の未熟性。

概ね以上のような問題点について意見交換があって「報告書案」についての討議を終り、このあと本問題の取扱いについての本委員会の態度について協議した。

これについて種々論議が交され、この「報告書案」の内容に関しては上記の問題点のほか、①教授一本化による教授水準の低下 ②職階制改革による講座予算の問題 ③国大協がこの銓衡制度の一端の業務を担当することの是非 ④私立大学との関係 ⑤現行制度内での待遇改善の可能性、等について意見が出され、この制度改革の問題については研究・教育の面からも検討の余地があり、これを組織・制度上の研究課題として今後慎重に審議を進めなければならないとの意見に傾いた。そのような状況から、この「報告書案」を直ちに各大学に照会することについては簡単に結論が出ず、委員長が本日の全体の論議の経過をふまえて考えをまとめ、来たる8月8日の理事会に説明することとした。

2. 「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」に対する見解案の作成について

委員長より、これについて次のとおり説明があった。

この件については既に「未定稿」の見解をまとめ、過般の総会の際これを各大学に参考資料として配付したが、その際、各大学からもこの

「中間報告」に対する意見を文部省に提出することになっているので、それらの資料を国大協にも提出して貰い、これを参考にして「未定稿」に訂正を加えて最終案をまとめた旨を話し、了承を得た。この各大学の意見は現在のところ53校から届いており、これを「未定稿」作業の関係者4人に配った。この各大学の意見の一部を通読したが、その印象では「未定稿」の意見と大差はないようである。

なお、過般の「未定稿」の見解は、文部省がこれを各大学の意見とともに7月11日までに印刷に付したいということであったので、この草案に（注）として「この見解（未定稿）は各大学の意見により修正する予定である」と付記して文部省にこれを提出した。それで、この印刷には間に合わなかったが、この「中間報告」に対する見解はさらに訂正を加え正式のものとして出したいと考えているので、その処置についてお諮りしたい。

以上の趣旨説明ののち協議した結果、これまでの関係から「未定稿」の作成者にこれの仕上げを一任することとし、そのための小委員会を8月半ばに開催することとした。なお、その他の委員も、これについて意見がある場合は小委員会までに意見を提出することとした。

（3）第1常置委員会議事要録

日 時 昭和48年10月15日（月）10時～15時

場 所 学士会分館7号室

出席者 宮島委員長

桑原、北村、林、山田、黒田、外山各委員

下沢、白田、柿内、渡部、安盛各専門委員

説明者 文部省 大崎大学課長外1名

宮島委員長より、今日はまず文部省より大学設置基準の改正案についての説明を伺うことに

したいと挨拶があったのち、大崎大学課長の説明に入った。

議 事

1. 大学設置基準の改正案について

大崎大学課長より、国立大学設置法の一部を改正する法律が成立したので、それにより学部以外の組織の設置が制度的に可能になった。そこでこれに伴い、またこの機会にかねて各方面から寄せられている要望をも合せて取り入れ設置基準を改正することになった。

文部省の当初の予定ではもっと早い時期に法律の成立を期待していたが、国会の事情により成立が遅れたので本日この委員会にご報告することになった。また設置基準は早急に改正しないと制度的に不備の状態にあるので、設置審議会には、当面できる措置の審議をお願いしている。文部大臣から設置審議会に正式に諮問されたのは9月28日であるが、実際にはこのような事態もあろうかと考え以前から設置審議会に特別委員会を設けて実質審議をお願いしていたので、9月28日に別紙「部外秘」のとおりそれまでの審議結果の報告があった。正式答申はいずれ（10月25日ないしは11月上旬）大学設置審議会で審議・採択されたいうで出されるが、実質的な内容はこの報告によるものと予想されるので、この第1常置委員会においてもこれをもとにして、ご検討をお願いしたいとこれまでの経緯の説明ならびに要望が述べられたあと、つぎの資料の内容につき詳細な説明があった。

大学設置審議会に対する文部大臣諮問

国立学校設置法等の一部を改正する法律の施行について（通達）

「部外秘」新構想大学等に関する特別委員会における審議の結果について一報告一

これに対し、つぎの問題点につき質疑が行な

われた。

○ 審議の見通しについて

この報告をさらに整理し10月25日の総会において基本的な異議がなければ11月上旬には決定のうえ答申される予定。

○ 各方面に意見を照会し、異論があれば、この内容自体の変更はありうること。

○ 「部外秘」について

設置審議会特別委員会内部の作業結果から、その範囲以外には秘の扱いである。

○ 大学院および学位制度の問題とこの設置基準の問題の関係。

○ 学科目、講座の基準とこの設置基準の関連。

○ この設置基準により予算措置はどのように改められるか。

○ 筑波大学とこの設置基準の関係ならびに一般大学の自主性の問題。

○ 大学院が置かれていることによる積算校費に格差があることの問題。

○ この課題は各大学に照会する時間的余裕がないので、ここで国大協に説明するものであること。

おおむね以上のことにつき質疑が交された。つぎにこの課題について、第1常置委員会としては意見があれば10月25日までに文部省に申し出るようになるが、どのように対応したらよいか、それは本日午後協議することにした。

<文部省退席>

委員長よりつぎのとおり新委員の紹介があった。

新潟大学 北村四郎

つぎに前回（7月18日）議事要録の朗読があり承認した。

ついで委員長より、本日は先程文部省から説

明のあった設置基準の問題と「大学院および学位制度の改善について」の見解をまとめることの二つの議題がある。まず設置基準の問題から検討し、これについて第1常置委員会として何等かの見解をまとめて文部省に提出するかどうかのことから協議願いたいと諮られ、協議の結果、文部省から本日この委員会に説明があったのは、各大学に意見を照会する時間的余裕がないのでとりあえずここで報告するというだけのことで、特に具体的な諮問があったのではない。内容には多くの問題があるようにも見られる。これをふまえてどのように法文化されるのか今とっさには分らない。国大協として一通り目を通したところ、何かを言っておかないと困った事態になることであれば早急に見解をまとめて発表する必要があるが、この問題はそれには当たらない。10月25日までに意見を出すとしても時間的余裕もないので今ここで第1常置委員会としての見解を出すのは適当でないということになり、この課題について本委員会としての見解の発表は留保することにし、今後の審議経過を見ることにし、その過程において当協会の意見を述べる機会を与えられるよう文部省に申し入れることになった。

2. 大学院および学位制度の改善について（中間報告）に対する見解案の作成について

委員長よりこの議案の資料について、字句はかなり修正し形をととのえたが、内容的には大きな修正はなかったと前置きし、主な修正箇所の説明があったのち、この案件の取り扱いについて諮られ、つぎのように決定した。

① 作案担当者のもとで、もう一度これを検討したうえで疑義がなければこれをもって成文とする。

② 各委員はなお意見があれば10月23日までに

そのメモを事務局に送付する。事務局はそれまでにメモの提出がなければ意見がないものとして処理し理事会に提出する。

③ この中間報告は先に未定稿として総会にも報告し文部省にも提出してあるので、本日の委員会をもって完結とし、12月の総会には参考資料として配付することにする。

3. その他

委員長よりつぎのことが報告された。

① 大学運営協議会から第3次調査研究報告書案につき各大学に照会していたが、本日がその回答期限であるので、近く第2研究部会の作業が始まる。第1常置委員会としては幾つかの懸案事項はあるが、それらはいずれも短期間に結論が出せる案件ではないので、暫く休会することにした。

② 第1常置委員の議案として新講座制の問題、連合大学院の問題、研究者の処遇の問題などがあるが、その他にも案件があれば提案されたい。なお第6常置委員会提案の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」については、前回協議したように本委員会としては単に待遇改善の問題だけを切り離しての結論は出せない。それは研究・教育の面から組織・制度上の基本的課題から慎重に審議を重ねなければならない問題であり、またこの報告書(案)を各大学に送付して意見を求めるかどうかは本委員会の検討範囲ではない。それは理事会において決めるべき事項である。

(4) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和48年10月17日(水)14時~16時

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷田委員長

松本、清水、丸井、高橋、小島、中村

金城各委員

谷田委員長主宰のもとに開会。

初めに、本委員会に初めて出席された琉球大学の金城学長の紹介があった。

ついで委員長より、本日は入試期の問題について入試期特別委員会との合同会議が開かれるので、その日程に合わせて本委員会関係の問題について協議したいと思い、急に委員会を開催することにしたのでよろしくご了承願いたいと述べられた。

続いて委員長より、当協会宛に提出された下記要望書の紹介があり、それとともにこの要望書の処理をどうすべきかについて諮られた。

① 全国歴史教育研究協議会からの「大会決議送付に際してのお願い」という要望書。これには幾つかの要望事項があるが、本委員会に関係ある事項は「大学は高校の歴史教育の内容を考慮して適正な入試問題を出題されたい」という点である。

② 全国商業高等学校長協会からの「高等学校における商業学科卒業者の大学入学選抜について」という陳情書。これは大学の商経関係学部へ商業高校出身者が入学する場合に受験の上で不利にならないよう配慮してほしいというものである。

なお、以上の要望書の処理については、従来の慣例に従い、総会においてこれを委員長から報告するという事とした。

ついで前回(6月20日)の議事要録の朗読があり、一部字句修正のうえこれを承認した。

議事

1. 調査書に関する今後の取扱いについて

この問題について委員長より次のとおり説明があった。

昨年6月に実施した「調査書に関するアンケ

ート」は、本年6月にその集計報告が出されて一応作業を終った。しかし、その際に専門委員の方から、このアンケートの結果を踏まえて本委員会として調査書の問題について何らかの提言をするかどうかという問題提起がなされた。調査書の問題について提言をするとなると、調査書利用の方向づけが問題となるが、本委員会としてこの際、何らかの提言を含んだ報告をなすべきかどうか。このアンケートを行なった時には、調査書の活用の実態について具体的な調査をし、参考に供するという趣旨であったので、その限りでは目的は達したわけであるが、それ以外に更に何らかの措置を考えるべきかどうか。これについてご意見を承りたい。

これに対し、主に次のような意見が述べられた。

- このアンケートの趣旨が調査書の活用の実態を把握して資料として参考に供するというのであったのなら、それで目的は達したわけである。調査書の利用方法について提言をするとなると仲々むずかしい。
- アンケートを作る際にも調査書の取扱いについて種々論議されたが、一定の方向を打出すのはむずかしいということであった。
- この集計報告は資料としては役立つものと思われる。国大協として全大学に対して調査書の取扱いの方向づけをするということになるとむずかしい問題がある。
- この集計報告で一応責任は果たし得たものと思われる。それ以上のことに触れるとなると入試全般の問題と係わり合ってしまうことになる。

その他全国共通第1次試験と調査書との係わり合いについても触れられたが、これは予測で

の問題なので今取り上げることは適当でないということになった。

概ね以上のような論議の末、この問題については一応さきの集計報告をもって終了とすることとした。

2. 身障者の大学受入れ問題について

この問題について委員長より次のとおり説明があった。

前回（6月20日）の委員会で、この問題について大阪教育大学の実情について高橋委員よりいろいろ話しを伺い、またその際、専門委員を迎えてこの問題を検討してはどうかとの意見も出された。目下国大協で検討されている全国共通第1次試験が実施されるようになれば、この身障者の大学受入れの問題を考えなければならなくなるが、共通1次試験の問題はまだ実施の結論にまで至っていない。ただ、この身障者の問題は、一方では社会的な問題となっており、大学としても、何らかの対策を考えなければならない情勢となってきている。それで、専門的な人をお願いしてこの問題を検討することもよいと思うが、それにはまず、どういう段取りで進めるかを決めなければならない。また他方、大学によっては受験者の不適合条項を定めている大学もあり、このこととの関係についても検討しなければならないと思われる。そのような事情であるので、本日はこの問題の進め方についてご意見を伺いたい。

これについて概ね次のような意見が述べられた。

- 高校で授業を受けられた者なら、専門分野にもよるが入学希望があればこれをむげに拒むこともできない。しかし、身障者を受入れるとなれば、まず施設のことが問題になる。この問題について、本委員会では

国立大学が一斉に施設の整備をすることを考えていたのか、或いは地区における特定の大学だけを考えていたのか。

- 本委員会ではこの問題については自由な討論をした程度であるが、特定の大学が当たるのがよいとの意見もあった。ただ、それではやはり差別という大義名分論が出るであろうということであった。
- この身障者の受入れ問題にはむずかしい問題がある。身障者に対する高等教育はしないでよいかという一つの問題がある。身障者には一般の者と同様なオールラウンドの学習は無理であるが、特定の分野なら可能である。しかし、それに対する門戸が開かれていない。狭い範囲であっても高等教育を受けられるようにするということであるが、これに対し国立大学がどう答えるか。また、身障者にとっては地区の特定大学ということでは通学が大変なので、近い所を考えなければならない。
- 入学試験についてもそうだが、入学後のことを考えると、身障者教育のためには「設置基準」を作る必要があると思われる。身障者を受入れるようにと言っても、それは教育と研究に関することなので、施設についても、単位認定についても基準が必要となる。大学の学内事情で自主的に決めようというよりも国が根本的に考えるべき性質のものである。
- 文部省でもこの問題を具体的につかんでいない。誰がこの問題を研究し、明らかにするのかということが一つの問題である。それと、現在の状態でも身障者の受入れが絶対だめということでもないので、今の体制でどれだけ受入れられるかということ

が、もう一つの問題となる。

- 身障者の障害の種類や程度の幅は広い。どの程度の障害があるのかもはっきりしていない。
- 身体不自由にもいろいろ段階がある。現在の体制でどこまで受け入れられるかの問題が一つあり、それと更に拡大する場合の対応策ということが第二段の問題となる。
- 狭い専攻の範囲なら身障者にも優秀な者がいる。入学者選抜を5教科で判定するのが果たしてよいのかという問題もある。
- 身障者の受入れの問題を積極的に取り上げてどのレベルまで入れられるか専門家に検討して貰う必要があるのではないか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提議がなされた。

身障者の大学受入れについては、入試の問題、教育課程の問題、設置基準の問題等があるが、根本的にはオールラウンドの教育（一般教育）の中に身障者をどう組み入れるかの問題がある。これらの点を踏まえて専門家からの意見をきくことを進めてはどうか。この研究作業を小委員会的なものとしてやるとすれば、本委員会からも若干名参加して検討を進めることにしてはどうか。

この提案を一同了承し、この小委員会のメンバーを次のとおり取りきめた。

- 専門委員は身体障害の分野も考慮に入れながら下記3名を選ぶこととした。
東京教育大学 佐藤親雄教授
東北大学 委員長が東北大学と相談して入選
大阪教育大学 高橋委員より適任者を推せん
- 本委員会からの参加者として下記3名を

選出した。

相磯委員、高橋委員、丸井委員

なお、現在の本委員会の専門委員はこの小委員会には直接参加せず、必要がある場合には意見を求めることとした。

3. 新設大学の入試期について

この問題について委員長より次のとおり説明があった。

この度、筑波大学と旭川医科大学の2大学が新設され、それに伴って両大学から国大協への加入の希望が出されている。これに関連してこの両大学の入試期をⅠ期、Ⅱ期のいずれにするかの問題が起ってきた。この問題については、従来は当該大学の希望をきき、その希望を尊重して決めてきたが、今回もその方針に従って処置してよろしいか。このことは正式には理事会、総会の決定に俟たなければならないが、入試要項発表の関係もあるので、本委員会としては今の線でご了解願ひ、委員長一任として頂ければ幸いである。

この提案を一同了承し、両大学の入試期が決まった際は、これを各委員に通知することを以て委員会承認に代えることとした。

(5) 第2常置委員会・入試期特別委員会合同会議議事要録

日時 昭和48年7月11日(水)14時~16時

場所 国立大学協会 会議室

出席者 (第2常置委員会)

谷田委員長

松本、奥野、小山、丸井、曾沢各委員

肥田野、安倍各専門委員

(入試期特別委員会)

加藤(六)委員長

白淵、加藤(陸)、佐野、増尾、中村
各委員

谷田第2常置委員長、加藤入試期特別委員長の両委員長主宰のもとに開会。

[議事]

◎ 国立大学の入試期日に関するアンケートについて

まず、入試期特別委員長より「国立大学入試期のⅠ期・Ⅱ期組み替え」案の検討は中止することになった。本日は入試期に関するアンケート調査の原案につき審議願ひたいと述べたのち、前回(48.6.16)議事要録の朗読がありこれを承認した。

つぎに、資料「国立大学の入試期に関するアンケート調査について(照会)」の朗読があり、これにつき丸井委員よりこの原案をまとめるまでの経緯につき、次のとおり説明があった。

去る6月16日の合同会議においては、従来どおりの入試と一本化した場合の入試の利点、欠点などをまとめた参考資料をも各大学に送付する方向で審議資料に配付した。しかしこれにつきその後、肥田野・安倍両委員および事務局を交え協議したところ、今回のアンケートにはそれを付けないで、単に配付資料〔国立大学の入試期に関するアンケート調査について(照会)〕の形でアンケート調査をすることにしようか、ということになった。

以上の説明ののち原案についての協議に入り、種々意見の交換が行なわれた結果、別紙のとおり成案を得たので、これにより各大学に照会することになった。

なお、回答期限は来たる9月30日までとし、またアンケート結果の集計はⅠ期校・Ⅱ期校に分けて集計することにした。

(6) 第2常置委員会・入試期特別委員会合同会議議事要録

日時 昭和48年10月17日(水)16時~18時

場所 国立大学協会会議室

出席者 (第2常置委員会) 谷田委員長
松本, 清水, 丸井, 高橋, 小島, 中村
(末), 金城各委員
(入試期特別委員会) 加藤(六)委員長
臼淵, 加藤(陸), 北村, 佐野, 中村
(正), 黒田各委員

谷田第2常置委員会委員長, 加藤入試期特別委員会委員長の両委員長主宰のもとに開会。

初めに加藤委員長より, 近く学長の職を退官することに関し挨拶が述べられ, ついで入試期特別委員会の委員に九州工業大学の許斐学長が新任された旨の紹介があった。また, 谷田委員長からも第2常置委員会の新委員琉球大学の金城学長の紹介があった。

続いて前回(7月11日)の両委員会合同会議の議事要録の朗読があり, これを承認した。

議事

◎ 国立大学の入試期日について

初めに加藤委員長より, 去る6月の総会において委員の改選が行なわれ, 新しい委員の方々にはこの入試期日の問題についての経緯を十分ご承知でないかと思われるので補足的な説明をしたいと, これまでの本問題の経過について概略の説明があった。

ついで, この入試期日の問題について, 去る7月11日に各大学に対して行なったアンケートの回答結果に基づき審議が行なわれた。

初めに, 別紙資料「入試期に関するアンケート回答調」の内容紹介があったが, この集計結

果に関して次の2点が問題となった。(なお, この資料には大学名を冠した意見紹介が載せてあるので, この資料は本会議だけの部外秘扱いのものとし, 大学名の公表はしないようにすることを申し合わせた)。

① 大学全体としての意見を回答してきたものについては回答の区分けができていたが, 学部別の形で回答してきた大学(全体の約2割)の回答については回答の区分けがないが, これをどう処置したらよいか。

② アンケートの回答欄の<B「現行どおり」>に回答した大学の中に「I期・II期の組み替え案」の意見が相当含まれているが, これをどう処理したらよいか。

以上の2点について種々論議が交されたが, 仲々妥当な処理方法が見出されず, この間, これに関連して再調査の要否, この調査結果の解釈, 入試期日改訂の時期等の問題についても論及されたが, 最後に当面の課題である①このアンケート結果の取扱い——各大学にこの資料をそのまま流すか, 或いは総会での報告ということにするか。②文部省からの入試期日1本化についての諮問に対しどのように回答するか。の2点について, まず結論を出すということになった。

これについて審議の結果, ①のアンケート結果の取扱いについては, これをこのままの形で各大学に報告することは, 上記のような不明な点があることから誤解を生ずるおそれがあるので, この資料を各大学に流すことはせず, この集計結果の大綱だけを谷田委員長から理事会と総会に報告するのが適当である, ということになった。

また, ②の文部省に対する回答については, この集計結果に現われているI期校とII期校の

おのおのについての大体の傾向と、いずれとも区分しがたい保留部分が若干ある点などについて、谷田委員長から口頭で報告することとした。

以上で本議題の審議を終り、そのあと谷田委員長より、このたび新設された筑波大学と旭川医科大学の両校の入試期日（Ⅰ期、Ⅱ期の所属問題）について、次のとおり述べられた。

この問題は正式には総会の決定によることであるが、入試要項発表等の時期的な関係もあることから、本日開催の第2常置委員会でこの問題を諮り、その結果、両校の入試期日については、本協会の従来のご慣例どおり当該大学の希望を尊重して決定する方針で委員長に一任するということが了承された。については入試期特別委員会の各位におかれてもこの点よろしくご了承頂きたい。

(7) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和48年8月16日(木)10時～13時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

船山, 岡本, 綿貫, 博田, 砂崎, 平,

安達, 北村, 葛西, 永松各委員

佐治専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本委員会の委員であった池田信州大学長が過日急逝されたことに対する哀悼の意の表明があった。ついで委員長就任に関して、過般の総会時に開催された委員会には欠席したが、その節に次期委員長に選出されたので再度就任するがよろしくお願ひしたいと挨拶され、また、本日の議事に関し、最初の新委員会であるので通知状にもあるように「今後検討すべき諸問題について」という議題としたのでご了承願ひたいと述べられた。

以上の挨拶ののち、前々回（5月11日）と前回（6月20日）の議事要録の朗読があり、これを承認した。

議事

1. 今後検討すべき諸問題について

委員長より、前回の議事要録に本委員会として今後取り上げるべき審議事項として①教官と学生とのコミュニケーションの問題を更に深く掘り下げること、②課外活動中の災害事故の問題を徹底的に究明すること、③課外活動施設の一層の充実を促進すること、の3点が挙げられているが、新委員会発足に当たって本委員会として今後取り上げるべき問題を決定するについては、本委員会の担当事項やこれまでの活動状況について一応理解して頂く要もあると思われるので、参考となるべき事項をこの際に紹介しておきたいとして、「委員会の組織および担当事項の改編等に関する問題点と資料」（昭和42.3.15：事務局案）の第3常置委員会の部分の紹介があり、また、これまでの主な活動としては「学寮問題」、「教員と学生とのコミュニケーションの問題」等についてのとりまとめを行ってきたと説明があった。これに関連して鶴田事務局長より、第3常置委員会が主体となって41年11月に「学生問題に関する所見」（国立大学協会学生問題特別委員会）を公表したことについて紹介があり、それと共に、学生問題についてはこれ以後まとまったものを出していないので、その後情勢も変っていることでもあり、学生問題の現状をつかみ、その考え方をまとめることもこの際重要ではないかと意見が述べられた。これについて委員長より、学生問題は、本委員会としての基本問題の一つであり、時間があればこれの扱いについても審議したいと述べられ、ついで本委員会の検討課題のさし当たり

の手がかりとしては、上述の①～③のほか④学
寮問題、⑤学生問題、の5題目があるが、その
方向づけ、取り上げ方等について審議願いたい
と提案された。これに対し、概ね次のような意
見が述べられた。

- 学生問題の中にコミュニケーションの問題
を位置づけながら掘り下げて検討したらどう
か。
- 課外活動中の災害問題となると損害賠償責
任等の法律問題が出てくるので、これを取り
扱うについては法律専門家を入れて具体的ケ
ースを研究する必要がある。
- 教官と学生が一番親しめるのは体育サーク
ル活動の場であるが、その際に困る問題は事
故発生の場合である。現在は「申し合せ」程
度のことでその処理をしているが、サークル
部長の責任範囲がよく分らない。大学教育の
中におけるサークル部長の責任範囲の問題を
研究する必要がある。
- 課外活動中の災害事故の実態が明らかでな
いので、これについての調査を実施する必要
がある。
- 課外活動中の災害事故で訴訟問題になった
ものの資料はあるが、そこまで行かない軽い
場合の処置はどういう基準でやっているの
か。その実態を知る必要がある。
- 課外活動と正課とでは相違点がある。課外
活動（特に学外での活動）の災害事故に対
してはどの程度責任があるか明確でない。
- 今までの課外活動の災害事故調査は不十分
なものである。「徹底的に究明する」という
ならば、調査事項をはっきりさせて「医者に
かかったもの以上」とか「サークル部長がど
う関わったか」とか「訴訟問題になった」と
か、厳密に規定して調査する必要がある。

○ この調査には大学がどう対処したかが重要
なポイントになるので「大学として何らかの
処置を必要としたもの」に限定するのがよい。

○ 学生の災害事故の責任についての一般の考
え方が最近は変わってきて、人間尊重の立場か
ら賠償請求の傾向が強くなり、これまでのよ
うな人間関係での話し合いでは処理しにくい
状況になっている。そのことと大学教育との
関係はどうなるか究明する必要がある。

概ね以上のような意見が出されたあと、委員
長から、この学生の災害事故の問題について
は、これを本委員会の正式な調査研究事項と
して取りあげることとしたい。その中味は課外活
動中のものに限定して、法律的諸問題や大学と
しての責任の取り方等を含めるものとする。こ
の問題は内容が多岐に亘るので、まず専門委員
に集まって貰ってプログラムを作成することに
したいと述べられた。なお、この課外活動中の
災害事故の問題は、教官と学生とのコミュニケ
ーションの問題との関連で取りあげるという了
解とした。

ついでこの問題を検討する専門委員会の具体
策について協議し、そのメンバーは綿貫、山田
永松の3教員委員と佐治、栗冠両専門委員の5
人とし、法律部門担当の専門委員はこの専門委
員会で選考のうえ委嘱することとした。

また、この専門委員会の開催期日は来たる9
月10日（月）午前10時よりとした。なお、この
課外活動中の災害事故問題の検討資料として、
各委員は各自の大学における関係資料を提出す
ることとしたほか、上記の会議当日には災害事
故の事例を聴取するため東京大学および東京教
育大学の学生部職員の出席を求めることとし
た。

以上で学生の災害事故に関する問題の協議を

終り、その他の問題として次の3点が討議された。

○ 学寮問題について

この問題については、本委員会として既に一応の検討が行なわれたことでもあり、また上述のような当面の課題があるところから、後日の検討課題とすることとした。

○ 課外活動施設の整備充実について

これについては、文部省とも折衝して課外活動施設予算の枠の拡大をバックアップする方向で解決を図ることとした。

○ 学生相談所の問題について

この問題について、この方面の専門である佐治専門委員より次のような意見が述べられた。

第1の問題として、大学内での学生相談所の位置づけの問題がある。現在、学生相談所は学生部所管の場合と保健管理センター所管の場合の二つのケースがあるが、これにはおのおの長一短がある。学生部所管の場合だと、学生部は学生を管理する所であるという見方から学生は一種の抵抗感を抱きやすい。また、保健管理センター付置の場合だと精神病扱いにされるように受取りこれを敬遠する傾向がみられる。このような点をどうしたらよいか大きな問題である。サークル活動における部長の部員に対する関係も場合によって同様な問題がおきうると思われる。

第2の問題は、現在の学生相談所は相談に来る学生を待ち受けるという姿勢が根本にあり、そのためこれが十分に活用されていない。最近では、学生の自主的な参加を望む上で、いくつかの大学の学生相談所主催の形で学生の合宿などが行なわれているが、これはこちらから学生の中に入ってゆくことを推進するもので、相談活

動の一つの重要なポイントとなる。

以上の意見に対し、学生が来るのを待つ姿勢では教育はできないので、部活動等を通じ教官と学生とが懇談することなどを推進すべきである。また、教官と学生との接触を深めるためには、できるところからパイプを作ることを検討すべきである、などの意見が出された。

2. 就職推せん時期について

委員長より、前々回の議事要録にもあるように、9月中にこの問題について大学8団体と日経連側との意見交換が行なわれる予定であるが、国立大学側としてはどのような方針でこの問題を処置したらよいか。今年文部省、労働省の協力を得て比較的うまく行ったが、大体この線で来年も進めてはどうか、と諮られた。また、鶴田事務局長より、去る6月6日の就職問題懇談会の模様について報告があり、この問題についてはほぼ今年の線にそって進める了解とした。

(8) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和48年10月2日(火) 13時~17時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

船山、岡本、綿貫、博田、池尾、山田平、安達各委員

広根委員長主宰のもとに開会。

前回の委員会(8月16日)ならびにその後に関われた小委員会(9月10日)の議事要録の朗読があり、これを承認した。

議 事

1. 就職推せん時期の申し合わせについて

初めに鶴田事務局長よりこの問題を提起した趣旨について次のとおり説明があった。

大学卒業予定者の就職の推せん時期について

は、大学側は教育的な見地から、学生が勉学に専念できる期間を確保するためその採用選考時期を卒業前年の秋以降とすることが望ましいとして、大学8団体の名で10数年来「大学卒業予定者の就職に関する申し合わせ」を行なってきた。しかし、この申し合わせも企業側の事情でその通りに実行されず、年々採用選考時期が繰り上がってきて問題となっていたが、今年文部省、労働省の努力により中央雇用対策協議会の「新規大学卒業予定者の早期選考防止に関する決議」も出され、改善の方向に向ってきた。このような情勢にあるが、この中央雇用対策協議会の決議の内容は大学8団体の申し合わせの内容と比べるとなお企業側寄りの早期選考となっており、これの調整の問題が生じてきた。去る9月18日に文部省主催で就職問題懇談会また同21日に打合わせ会が開かれ来年度の就職推せん時期問題が協議されたが、その際次のような3つの案が提出された。自分としては従来の大学8団体の申し合わせの線を堅持したいとの考えであるが、次の3案のいずれがよいかについてご意見を承りたい。

(1案) 8団体の申し合わせを中央雇用対策協議会の幹事会の案<求人側に対する卒業予定者の推せんは卒業前年の7月1日以降、就職あっ旋事務は卒業前年の5月1日以降とする>とする案(資料8)

(2案) 従来の大学8団体の申し合わせの1項<就職事務は7月1日より前には一切行なわないこと>はそのままとし、2項の<求人側に対する卒業予定者の推せんは10月1日以降実施を目途として行なうこと>は削除するという案(資料5)

(3案) 従来の大学8団体の申し合わせの線を維持する建前とするが、中央雇用対策協議

会の案と大学8団体の案と2つの申し合わせが出ることは好ましくないという意見もあるので、これの折衷を図るため、両者のつながりをつける趣旨の要望書を大学8団体名で中央雇用対策協議会宛に提出しようという案(資料7)

以上の提議に対し種々意見が交された結果、国大協としては教育的見地から就職推せん時期の繰り上げは好ましくないで従来の申し合わせの線を守り申し合わせは前年通りとすることとし、もし中央雇用対策協議会の調整措置が必要という場合には上記第3案の要望書提出の方法によることとした。なお、来たる10月6日(土)に開催される就職問題懇談会には広根委員長も出席することとした。

2. 課外活動中における災害事故に関するアンケート(案)について

初めに委員長よりこの問題の経過について次のように説明があった。

前々回(8月16日)の委員会での課外活動中における災害事故の問題を本委員会の検討事項として取り上げることが決定され、これについての具体的プログラムを立案するため去る9月10日小委員会が開かれた。この時には課外活動中における災害事故の実際の事例について聴取するという事で東京大学および東京教育大学の学生部関係職員の出席を煩わして説明を聞き、そのあと今後の作業の進め方について協議し以下のような方針を決定した。今回の調査は具体的な事柄について実態を調べることとし、まず第1次調査として災害事故の有無について全大学に対し簡単な調査を行ない、その上で特に問題とされるような災害事故の事例のある大学に対して更に詳しい事情をきき第2次調査を行なうという二段構えの調査方法をとることと

した。そして、このための調査票の作案は第1次調査の分は私が、第2次調査の分は綿貫委員が担当することになった。この調査票の素案が出来上ったので、本日はこれについて審議をお願いしたい。

以上の説明に続いてまず第1次調査のアンケート案(資料4)について審議したが、この全大学を対象とする予備的な1次調査でどの程度の範囲まで大きくことが適切かということについて論議が交され、その結果、第1次調査については第2次調査との関連から原案を更に簡略化するという結論となった。

ついで第2次調査のアンケート案(別紙資料)の審議に移ったが、これの審議の過程で災害事故における医療費の支弁方法(災害保険の加入状況等)については全大学の状況を調べる方がよいとの意見となり、もしこれを行なうこととすれば予備的な第1次調査を特に実施することの意味がないということになり、結局当初の二段構えの調査方法を改め一本の調査で実施することとなった。

そのほか、この調査の方法、内容について次の諸点が決められた。

- ① 当初、この調査の範囲を「課外活動中における災害事故」に限定したが、クラブ活動だけに限ると狭くなり過ぎるので「正科以外の災害事故」ということとし、新たに大学の主催した行事(体育大会、文化祭等)中の災害事故や学生が大学構内にいる間に発生した諸種の災害事故等をも含めることとした。
- ② 調査期間の幅は概ね過去5年間くらいが適切ということであったが、かつて第4常置委員会が実施した災害事故調査(44年10月実施)との関係を考慮し、その時点以後の45年4月1日以降現在まで(48年9月30日まで)

の概ね3年半の期間とすることとした。

- ③ この調査では災害事故に対する処置の面を把握することが一つの眼目であるので、災害事故のため係争を生じたとか、解決困難な事態が生じたとかの事情を「備考欄」に記載して貰うこととした。
- ④ 調査の目的が単に災害事故の実態を把握するというだけでは不徹底なので、大学の措置を検討するという趣旨のものとする事とした。

概ね以上のような点を取り決め、これに基づいて綿貫委員が本日提出の素案を修正して原案を作成し、これを小委員会の各委員に送付して検討を願ったうえ、来たる10月31日(水)に小委員会を開催して最終案をまとめることとした。

なお、この調査票の作成については小委員会に一任し、小委員会で作られた成案を各委員に送付することで委員会了承とすることとした。その上で来たる11月15日開催の理事会にこれの承認を求め、各大学に照会することとした。

(9) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨(文部省主催)

日時	昭和48年9月18日(火)16時~18時10分
場所	文部省第1会議室
参加者	文部省 遠藤学生課長、緒方係長 国大協 鶴田事務局長 公大協 欠席 私大連 鉄井関西大学就職部次長、石田事務局長、川副中央大学就職部長 私大協 柴田二松学舎大学教授、宇佐美事務局次長 私大懇 古賀事務局長

国短協 松島事務局長
公短協 安藤事務局長
私短協 中原事務局長, 下河辺事務局長

遠藤学生課長司会の下に開会。

遠藤課長より、昭和48年度の申し合わせの概況について次のような報告があった。

① 5月1日以降とするのは、日経連その他ではほぼ守られ、7月1日～10月1日の時期に事実上選抜試験が行なわれた。

② 企業側の方は5月1日～7月1日はかなり不安があり、期間が長いように考えている。6月一本または7月一本かどうかという意見が多かった。また6月1日準備、7月1日試験の意見もあったがこれらについては、本年度新たな協定で実施したばかりなので、もう一年位様子をみたらどうか。

③ 大学側(数校位)の反応は ①事務職員の仕事が大変 ②初年度としてはうまくいったなどまちまちであった。

◎ 各大学団体側の反応

国大協 申し合わせが少しでも要望に近づいてきたのは結構である。

私大連 新しいルールが出来たのは成果があった。

私大協 予想以上に足並みが揃ってうまくいった。

私大懇 6月以前に訪問した向も多少あったようである。

国短協 変わりなし。

公短協 矛盾がたびたびあった。

私短協 今年並みに厳重にすべきである。

次に学生課長より ①高専協の5月15日改善は難しい ②技術系と事務系を別にするかどうか ③中央雇用対策協議会と8団体の申し合

せのくい違いについての点の問題が、提起され、各大学団体より次のような意見があった。

(イ) 警告を続けていけばメリットがあり、むしろ中央雇用対策協議会があゆみ寄るべきである。

(ロ) 学生は動揺して5月1日から動いたものもあり、内容を確認して強く進める必要がある。

(ハ) もう一年位様子をみて進めていくべきである。

(ニ) 「申し合わせ」を中央雇用対策協議会に合わせようとするのは問題であり、むしろ前者に近づけるべきである。

(ホ) 具体的に内容を盛り込むべきである。

(ヘ) 「申し合わせ」をふまえた要望書などを出すべきである。また8団体と中央雇用対策協議会の両方で出すのはおかしい気がする。

などの意見が出されたが、結論は出ず、中央雇用対策協議会と8団体との申し合わせの調整の問題などは次回にもう一度協議することとした。

(10) 大学卒業予定者就職問題懇談会要旨(文部省主催)

日時 昭和48年10月6日(土)

10時30分～12時30分

場所 国立教育会館第2特別会議室

参加者 文部省 遠藤学生課長, 岡田同補佐, 緒方係長

国大協 広根第3常置委員長, 鶴田事務局長, 丁子同次長

私大連 佃理事, 長谷川就職部長, 石田事務局長

私大協 柴田就職委員長ほか

私大懇 古賀事務局長

公短協 安藤事務局長

要 旨

初めに文部省より中央雇用対策協議会の動きについて、また各大学団体からは前回懇談会(9.18)以後の動きについて、それぞれ報告があったのち、来年度の申し合わせ案につき相互に意見交換を行ない、大体前年度どおりとすることに意見の一致を見た。また、申し合わせの期日については中央雇用対策協議会の協議の状況をもにらみ合わせ検討することとした。

概 況

文部省遠藤学生課長の挨拶があったのち、その司会の下に会議が進められた。

○ 初めに同課長から、中央雇用対策協議会の動きについて、同対策協議会は、10月中旬に幹事会を開き10月下旬乃至11月初旬に総会で決議する予定であるが、恐らく就職事務7月1日以降の線は動かさず、求人活動開始の時期を、前年の継続とするか6月1日以降に手直しするかどうかの程度のこととなる見込みである。昨年は、大学側の申し合わせが行なわれたのちに対策協議会の決議が行なわれたので、両者の間で若干言葉の解釈に喰いちがいがあった。これまでは、企業側はいわば大学側の申し合わせを無視した求人活動をしていたので、問題にもならなかったが、企業側が今度のような申し合わせをすることになったので、細かい字句の解釈までが論議されるようになった旨説明があった。

○ 次に前回懇談会(9.18)以後の各大学団体の動きについて、各大学団体よりそれぞれ次のような報告が行なわれた。

(国大協) 広根第3常置委員長より、国大協では去る10月2日特に委員会を開催し協議した。いろいろの案についての考え方がありますが、慎重に論議した結果、学生の立場とこれ

を推せんする教官の立場からいって、4年次の学生と少なくとも2、3ヵ月の接触があったのちでないと教官としても適切な就職のアドバイスが出来ない。結局前年通り10月1日推せん目途、7月1日就職事務開始の線を守るのがよいという結論になった。

(私大連) 事務局長および就職部長ならびに理事から、9月21日の学生問題協議会、9月25日の理事会の状況について、結局は従来通りの申し合わせをすることになった。対策協議会の決議も、去年1回行なわれただけで今年すぐ変えることは、学生にとっても企業にとっても支障を来たしあわせてさせることになる。(大学側申し合わせの第1項は変えない。第2項の10月1日は将来出来るだけ遅くするのがよいという大学側の願望を示すものとするので、若し代るものがあれば変えてもよい。)

(私大協) 就職委員会で既に夏休み前に協議して、従前の線ですることになっている。

(私大懇) 折角企業側の決議も行なわれたばかりだから、もう1年様子を見てはどうか。5月と7月の間隔が長過ぎるという不都合もあるが、大学側としては、学生に対するPRをして徹底をはかればよい。

(公短協) 自分の方も毎年変えるのはどうかという意見である。

○ 以上の話し合いのうちに ①申し合わせの「就職事務」の範囲はどこまでとするか。具体的にいえば求人申込や説明会の掲示を5月1日以降やって貰えるのかどうか ②「10月1日を目途とする」とあるが、大部分の私立大等では7月1日に推せんしている実情であるが、国立大学は10月1日を厳守している。これ等についてこの懇談会として統一見解を

出して貰えるかという文部省の要請もあったが、従来からの申し合わせを変更してきたいきさつ、各大学の事情のちがいやその自主性の上から、この懇談会として統一見解を出すということは非常に困難である。どうしてもこの際何か措置をする必要があるなら、例えば別紙のような要望書を対策協議会に出すことはどうか（国大協案）等種々意見の交換があったが、結局申し合わせの2項目は従来どおりとし、前文に「教育上の立場からはもっと遅くすることを望むが、現在の就職事情としては無理な点も考えられるので、来年度としては以下のようにした」という趣旨のことを入れることに意見の一致を見た。（原案は文部省で考えて各団体の意見をきいて決定する。）また対策協議会の幹事会の際に、文部省から、大学側としてはこのように考えている旨要望書の趣旨を口頭で伝えることにした。なお、このあと特別のことがなければ改めて懇談会を開催することはしないこととし、申し合わせの日付については、折角中央雇用対策協議会が努力しているので、それとの調整も考えてその方の協議の進展度をも考慮した上で10月下旬もしくは11月初めとすることとし、具体的には文部省に任せることにした。

- 高専の就職事務開始を大学に準じさせるかどうかのことは、文部省の問題であるが大学殊に短大等にも影響のある問題であるので、善処されたい旨私大側から文部省に対し要望があった。

(11) 第4 常置委員会議事要録

日時 昭和48年10月11日(木)10時30分～13時
場所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

白淵、清水、福井、林、榊原、宮田、
岸田、増尾各委員

井上臨時委員、小路専門委員

池田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日は① 過般（7月4日）実施した「学生の正課中における災害事故対策の進め方に関する調査」の集計結果と、② この災害事故対策の問題についてこれまで審議してきた一連の積み重ねの上で要望書を提出すること、の2点についてご審議頂きたいと述べられた。

ついで、前々回（4月19日）および前回（6月20日）の議事要録の朗読があり、これを承認した。

〔議事〕

◎ 学生の正課中における災害事故対策について

委員長より、この問題についての今日に至るまでの経過について、配付資料に基づき概ね次のとおり説明があった。

- ① 資料5の「正課中における学生の災害事故に関する調査集計」は、災害事故対策を立てるための資料を得るため、各大学に対し昨年11月1日から本年1月31日までの3ヵ月間に亘り追跡調査を依頼し、災害事故の内容と治療に要した経費等の実状を調べたものである。これによると、3ヵ月間における学生の正課中における災害事故のために要した医療費は総額約183万円であり、これを1年分に換算すると700余万円程度の金額となる。このうち7割（今回の法律改正により）は家族保険の給付があるので、本人負担はこの額の3割ということになる。

- ② 上記の調査集計の結果および本委員会で定めた災害事故対策の進め方の基本方針—
- ①対象を正課中における災害事故に限定する。②互助制度（保険制度）を基本にして、そのための制度化を進める。③しかし大学における実験、実習その他教育・研究の特殊性を考慮し国に対して可能な限りの財政的援助を要請する。—については、過般の総会で報告し了承を得たが、前回（6月20日）の委員会でこの方針で進めることについて念のため各大学の意向を照会する必要があるということになったので、その議に従い去る7月4日に資料6のような「学生の災害事故対策の進め方について」のアンケートを各大学に送った。なお、この際、上記の3箇条の基本方針だけでは対策のイメージがはっきりしないと思われたので、Ⅱ項として「実現の形態についての予想」を付け加えることとした。
- ③ 上記のアンケートの結果を集計したものが資料7で、全大学から回答があり（大学単位の回答73大学、部局別回答3大学）、73大学中68大学が賛成、5大学が保留という結果となっている。このように「保留」は若干あるが「反対」の意見はないので、大学全体としてはこのプリンシプルに賛成とみて差支えないと思われる。それで、今まで詰めてきた方向で具体化に踏み出す必要があるのではないかと考える。
- ④ 文部省に対してはこれらの結果を報告し、一昨日学生課長と会談した。その際の話によると、学生課ではその後学校安全会や私立大学関係とも連絡して、この問題のある程度具体的に於て予算にのせる方向で努力したようであるが、学校安全会の方は

具体的なところまで進まず、私立大学関係の方も気乗り薄のようで、来年度予算には具体化のための調査費を組み込む程度のことになる模様である。なお、文部省としては、関係の向と本委員会のメンバーを含めた合同委員会みたいなものをつくり、細かい具体的な詰めをしたいので協力願いたいとのことであった。以上のような事情であるので、一方ではこの制度を早急に実現してほしいとの希望もあるが、具体的な姿で動き始めるのは50年度予算からということになるであろう。（これに関連して国立大学工学部長会議総会からの「学生の実験、実習中における災害補償についての要望書」ならびに会社関係の学生災害保険勧誘の資料の紹介があった）。

以上でこの問題についての経過説明を終り、続いて委員長より次のような提議があった。

以上のような文部省の情報からすると、学生課の動きを実現して貰うために要望書が早急にいるという程でもないが、その動きをバックアップするために国大協としても要望書を今年度から出しておいた方が今後のために有利かとも思い、要望書提出のことをここにお諮りしたい。資料8はその審議のためのたたき台として作成したものであるが、対策の細かい点はまだ煮詰まっていないので、原則的なことだけ載せた形となっているのでお含み願いたい。

これについて、主に次のような意見が述べられた。

- この案に記載されている基本方針の4箇条のうち2の部分で「互助制度（保険制度）を基本としてそのための制度化を進め

る。」となっているが、互助制度と保険制度とは別概念であって、互助制度では国の補償の対象にはならないので、保険制度だけにした方がよい。

○ 基本的な扱い方がまだ分からないので、例えば学校安全会で取扱うことになった場合、保険制度という扱いにくくならないか。

○ 互助制度と保険制度の両者は制度的には違うかも知れないが、精神は同じなので「学生の互助精神を基本にして制度化を進める」という表現にしたらどうか。

以上のような意見交換ののち、「互助精神を基本にして……」の意見を採択し、その他の字句については更に事務局でも検討することとし、この趣旨の要望書を理事会に提案してその承認を求めることとした。なお、総会には承認ということとし、この件も併せて理事会で承認を受けることとした。

以上で主題についての審議を終り、そのあとこの災害事故対策についての学生側の反応、保険の掛金等の話題について懇談があった。

(12) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和48年9月20日(木)

13時30分～16時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

玉山、鐘ヶ江、富山、水戸部、桜場、
芦田(淳)、井上、西沢、日高、小池
各委員

白倉専門委員

説明者 (文部省) 佐野高等教育計画課長、他
1名

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

本日の会議は、予めご通知したように、本委員会として今後どういう問題を取り上げるかについてご協議を願うことになっているが、その後、文部省から外国人教師の任用制度の問題について意見をききたい旨の申し入れがあり、この議題が追加されることになった。この件について、本日文部省から佐野高等教育計画課長が説明のためみえてるので、まずこの議題から始めることにしたい。

1. 議事

(1) 外国人教師の任用制度について

初めに、佐野高等教育計画課長よりこの件を提出した趣旨について次のとおり説明があった。

外国人教師、講師の雇用については、従来は2年の期限付きの条件で個人と国との契約関係という形で行なわれてきたが、このことについて中央教育審議会や学術審議会等では、このような方法を改め、予算上特段の措置をして、外国人教師を一般職の公務員として日本人公務員と同等な待遇にしようとの意見が出されている。外国人教師を公務員に任用することについては、これまで法制局では、外国人は国家意思の形成に参画するような待遇はできないという見解をとってきたが、各大学において外国人教師に対し日本人教師と同じ資格を与えるという制度面、運用面の配慮がぜひ必要であり、望ましいことであるというなら、これが実現できるよう法制局見解の変更を求めたいと目下相談中である。それで本日は、外国人教師にそのような地位を与えて大学に受け入れることがぜひ必要で、かつ緊急性があるかどうかの点についてご意見

を伺いたい。なお、これが実現された場合でも、旧来の期間を限った雇用制度も併用する考えなので、外国人教師と教授の二本建となることになる。

以上の提議に対し、主に次のような意見が述べられた。

- ぜひそういう門戸を開いて貰いたい。
わが国では、ある学問の分野ではまだ研究が余り進んでいないものがあり、そのような分野にすぐれた外国人の研究者、学者を招へいできるようなになれば研究、教育上大いにプラスになる。
 - 現在は契約期間が2ヵ年（毎年更新）という短期間なのに、先方での職を辞めて来なければならないという事情があり、そこに問題点がある。これを長期間勤められる教授にするということになれば来やすくなる。
 - この任用制度の構想は、外国人教師の生活条件、研究条件の改善の趣旨から出ているのか。それとも他の理由があるのか。外国人教師を日本人と同資格の公務員として採用した場合には当然権利と義務の問題が生じてくる。就任の際の誓約書の内容なども外国人の場合に適切かどうか問題である。
 - その点は直す必要があろう。そのほか、外国人教師の場合には教授会での立場についても細かい留保はあり得るかも知れない。それはそれとして、現在のところ外国人の雇用は助手の場合もあるが、助手からの昇任ということは考えられるか。日本は外国人に対して閉鎖的であるので、もっと開放的であってよいのではないかというのが、今度の構想の基
- 本的な趣旨である。
- 外国人教師に長期間勤めて貰った方が好都合であるということならこのような制度が望ましいが、語学教師の場合には現在の制度で十分と思われる。
 - この制度になると、日本人、外国人のいずれを採用するかは大学の判断で決めることになる。日本人と全く同じ扱いとなる。
 - 現在のわが国の大学教官の給与では外国人教師は来て貰えない。外国人教師のための別途の給与体系が作られるなら別だが、それができないなら、むしろ今の制度を改善して生活条件をよくすることを考えた方がよい。
 - 制度だけ出来ても、うまく運用できないようなものでは困る。現在の教官の給与水準ですぐれた学者を呼ぶことはむずかしいので、それよりも客員教授制度を充実して立派な学者を短期間招くようにした方がよい。
 - 現在の外国人教師の制度をやめて、日本人と同一扱いにすることの必要性があるかどうか、ということがききたい点である。
 - 語学の外国人教師は採用しやすいが、それ以外の専門学科の教師についても自由に採用できるようにすることが先決問題である。語学重点の閉鎖性の打破が急務である。
 - 給与、宿舎等の悪条件が教授招へのネックにはなるが、採用の道は開いていた方がよい。
 - （外国人教師の宿舎問題に関連し、富山委員より国立十大学学長懇話会の「外

国人教師等宿舍の整備充実について」の要望書の披瀝があった。また、鐘ヶ江委員より、外国人教師の問題点としては宿舍問題、給与問題、大学院手当、退職手当等の4つが緊急に解決を要する事柄である旨付言された。

- 現在の大学教官の待遇は戦前に比して著しく低下している。この点を国内的に解決しないと国際的に対応できない。外国人教師を日本人並の待遇にするといいても、給与水準が外国に比べ著しい格差があるので問題はあります。

概ね以上のような意見が述べられたのち、委員長より、この外国人教師の任用制度の問題については更に検討し、意見がまとまったら国大協から文部省に申し出ることとしたいと述べられ、この問題についての本日の討議を終ることとした。

(2) 今後の検討すべき事項について

委員長より、本委員会として今後どういう問題を取り上げるかについて意見を伺いたいと述べられ、これについて概ね次のような意見が出された。

- 教育、学術の国際交流をする場合、外国人が利用する宿舍等の施設が不備な点が多くなっている。現在、留学生会館は東京と大阪にあるのみで未設置の地区が多い。また、既設のものもその設備が留学生の宿舍用のもので、学術、文化の国際交流に役立つ設備を有しない。それで、未設置の地区に留学生会館、外国人宿舍等を含めた国際交流にふさわしい施設を計画的に設置することを強く要望したい。

- 下宿屋的な宿舍でなく、日本人学生と

も人間的な交流ができるような施設が望ましい。

- 留学生宿舍の設置場所は周囲の環境条件よりも大学に近接した距離にあることをまず考慮する必要がある。
- 留学生会館、外国人宿舍等の拡充整備を図るには、まず現在の実態を調査し、それに基づいて促進を図る必要がある。
- 教官の在外研究員の数がまだ極めて少ない。これの枠をもっと広げてローテーションをもっと早くし、若い中に行かれるようにすることが必要である。それと同時に、滞在期間をもっと延ばす必要がある。
- 語学以外の専門学科の外国人教師の枠を設けるようにしてほしい。

概ね以上のような意見が出されたのち、委員長より次のような提議があり、了承された。

いろいろ問題はあるが、差し当って留学生会館、外国人宿舍等の整備充実の問題を取り上げ、これを促進するために必要な実態調査をまず行なうことにしたい。このことを来たる12月の総会に諮る目標として、その作業を進めるため、調査の原案を作成する小委員会を設けることとしたい。この小委員会の構成は委員長、教員委員、専門委員を中心とし、これに在京の学長委員の代表として鐘ヶ江委員を加えることとしたい。なお、この小委員会の開催期日は来たる10月4日(木)午後2時からとした。

2. 報告事項

委員長より、次の3点について報告があった。

- (1) 留学生関係の来年度予算概算要求につい

て

過日の文部省での留学生関係の会合の際、留学生課から説明があった来年度概算要求の内容について概略の報告があった。

(2) 中央教育審議会の各特別委員会報告概要について

中央教育審議会の各特別委員会（教育交流、日本語教育、学術交流、文化交流の4委員会）の報告概要がこのほど発表になったので、この資料を配付、これについて概略の説明があった。

(3) 西独学長招へいの事業費について

本年の西独からの招待に対応して来年西独の学長6名を招へいする計画について、概略次のとおり説明があった。

この招へいに要する予算について先般来文部省、日本学術振興会と折衝を行ってきた結果、別紙のとおり予算額（約549万円）が計上された。しかし、これでは予算が窮屈なので、更に折衝を重ね130万円が追加され、総額約680万円の金額となった。なお、この招へいについての具体的な受入れ手続は、これから準備委員会を設け検討することになるが、具体化したら改めて報告をしたい。この招へいの時期は来年10月頃を予定しており、期間は3週間である。来日後の訪問先等は目下未定であるが、大体東京以西になるものと思われる。招へい学長の人選については先方に一任する考えであり、恐らく西独の「学長会議」がこれに当たることになるとと思われる。日本側の受入れは国大協ということになるであろう。なお、正式招へいは外務省を通して行なうため、外務省の文化事業部や国際交流基金にも協力を求めている。

(13) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和48年9月29日（土）10時～12時

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 林 会長

都留委員長

渡辺、市村、石原、氏原、鎌田、井上

佐野、釜洞、飯島、中村各委員

手塚、高梨各専門委員

説明者 （文部省）安養寺審議官、三角会計課長、大崎大学課長、佐野高等教育計画課長

都留委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

本日の会議の主題は、昭和49年度予算に関する国立大学協会の要望書を文部省の意見を伺いかたがた取りまとめることであるが、時間も短いことであるのでよろしく願いたい。なお、この要望書についての協議に入る前に、既に各常置委員会等において決議した予算関係の要望書を参考までに紹介しておきたい。

以上の挨拶に続き、鶴田事務局長より別紙資料4～8に基づいて各常置委員会等で決議した要望書について、その内容の概要と要望書提出の経過について説明があった。

〔議事〕

◎ 昭和49年度予算に関する要望書について

初めに委員長より、この件についてこれから協議したいが、一応資料9の昨年度の要望書を参考にして検討することにした。なお文部省としては、既に大蔵省に対し概算要求をしており、現に取り上げている事項もあると思われるので、何か参考になる点があればおきかせ願いたい、と述べられた。

ついで昨年度の要望書の前文の朗読と要望事

項の概要の紹介があり、このあと委員長より次のように提言があった。

昨年度の要望書の内容は以上のとおりであるが、この要望事項のうち48年度においてかなり実現した面がある。それでもなお不十分であるということでこれを再度要望することにするか。大体昨年度のものを手直しする程度のことでは差支えないか。また、要望事項を羅列するよりも重点を絞った方がよいとの考え方もあるがどうであろうか。要望書の組み立て方についてご意見を承りたい。

これに対し、主に次のような意見が述べられた。

- 文部省が大蔵省に対して概算の折衝をした過程での重点事項や説明の仕方に対応したものにすることを考慮する必要がある。文部省の概算要求重点事項には「高等教育の計画的拡充」が取り上げられており、高等教育懇談会での将来の見通しの点も取り入れて大学の規模の拡充や入学定員の増員等を前面に立てて要求している。この観点から昨年度の要望書を見ると、質的整備に中心が置かれていて、量的拡充——個々の大学における計画的拡充の面が出ていない点特に目につくので、その点一考してほしい。
- 大蔵省に要望する場合、要望事項が羅列的だと効果が薄いのではないか。文書としては羅列的であっても、説明の場合には重点を絞っておいた方がよいのではないか。
- 昨年度の要望書の前文は定員削減の問題に相当ウエイトがかかっているため、全体の調子がやや消極的な感じになっている。定員削減は来年度は3年目なので、この点を強調することは余り意味がない。むしろ、全体的に計画的拡充の線を打出した方がよいのではな

いか。

- 図書館の整備充実についての要望が、昨年度の要望書では散散的に記載されているが、これを一つの柱として重点的に要望してはどうか。
- 国際交流の促進については、本年の西ドイツからの招待もあり、今後国際交流を積極化する意味で日本学術振興会の事業拡充という点を取り上げたらどうか。また、昨年度の要望書にある「外国人教師・講師の増員と処遇改善」については、その後進展をみているので特に要望を繰り返す必要はないのではないか。
- 来年度の概算要求重点事項に「高等教育改革の推進」を取り上げ、その中には広島大学の総合科学部の創設や北海道大学の法学部再編成など学部の再編成による新しい組織づくりで定員増員を要望しているものがある。大学自身の将来像を画きつつ在来と違ったものを自主的につくって行く際のことに關しても要望書の中に盛り込んでおくことも必要と思われる。
- 高等教育の拡充といってもあいまいな点がある。行政府の指導か、大学の自主的改革か、はっきりしない面がある。国大協の立場としては大学の立場から強調する表現にすべきである。その点から放送大学や技術科学大学院等のことは国大協の立場からはふれるべきではない。

概ね以上のような意見が出されたのち、委員長から、いろいろ指摘のあった点を前文および要望事項に適宜盛り込むこととし、その文章のまとめは委員長、専門委員、事務局長に一任願えるかと諮り、了承された。なお、この要望書を文部省ならびに大蔵省に提出する期日は10月

4日以降となる見込みである旨付言された。

以上で49年度予算に関する要望書についての協議を終り、最後に委員長から本委員会の関係事項として「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について次のように述べられた。

この報告書(案)は、その後タイプ印刷され、過日本委員会の各委員ならびに関係委員会等委員にそれぞれ送付された。なお、この報告書(案)の扱いについては、関係委員会等で審議して貰い、その結果をきいて改めて本委員会で審議するか、あるいはこの報告書(案)は前期の委員会で作成したものであるので、関係委員会等と話し合ったものを理事会で審議するか、の二通りの道があるが、もし特にご意見がなければ後者の方法によって処理することとしたいのでご了承を得たい。

(14) 医学教育に関する特別委員会 会議事要録

日時 昭和48年9月17日(月)10時30分～15時

場所 国立大学協会会議室

出席者 清水委員長

相磯, 長崎, 北村各委員

中川専門委員

清水委員長主宰のもとに開会。

まず前回(6月18日)の議事要録の朗読があり、一部修正のうえ承認された。

議事

◎ 医学教育改革に関する調査報告書(案)の 作成について

委員長より、本日は前回に引続き別紙「医学教育改革に関する調査報告書」の4Pの「いわゆる基幹科目」の問題から検討願いたいと述べ

られたのち、つぎの点につき論議が交された。

○ 基幹科目 反対意見もあるが、内科・外科・産婦人科・小児科・精神科というのが基幹科目だといわれている。既成の学科目が直ちに基幹科目といえるかどうか。また医学の学科目に格差をつけて制度化すること自体にも問題がある。高学年になってから基礎医学と臨床医学に分けることはどうか。医学本来の使命である臨床から全くかけ離れることはできない。

○ 卒後教育、大学院、研修医、終生教育、附属病院 60年代のいわば教育工学的、能率的教育方法が反省され、70年代の教育は原理としては生涯教育の方向に変わりつつある。大学教育と卒後教育をどう分けるか。大学は、学生が卒業した後は責任はない。しかし医師会の問題として卒後教育の必要性が言われている。日本の大学の医学教育は地域の中で孤立化している。大学も医師会も協力して医療も、卒後・生涯・看護教育もやるメディカル・センターがあってもよい。

○ 大学院生は、カリキュラムを組んでの教育研究はやっていない。修士課程と博士課程、基礎と臨床のカリキュラムの組み方に問題がある。しかし折角の大学院だから他の大学院と同じように充実の方向に考えたい。

○ 専門医制度については賛否両説がある。

○ 研修医制度は、従来の無給医制度からすればある程度は改められる。しかしその身分や指導・研修のあり方に多くの問題がある。アメリカのレジデント制度を取り入れてもそれが定着するかどうか疑問である。

○ 研究体制と研究者の養成

講座制、科目制の区別は必要がない。大学紛争が終った今日では講座制に対する批判は

見られなくなった。しかし1講座あたり教授1, 助教授1の原則どおりであるということは適当でない。医局制はかなり改革され風どおしはよくなった。しかし今後の課題は共同利用施設の設置であるが、これには技術職員の配置が問題になる。基礎医学振興の特性殊を述べることに問題がある。それよりも給与の改善が先決問題である。

○ 研究, 教育と診療の要員の増加

ベッドサイドティーチングは定着したといえる。しかし検討の余地は残されている。日本の教育の仕方は過保護になり過ぎた。学生が責任と自主性をもって自から考えるという教育方法が望ましい。医学教育は人間の生命に関することであるからやり直しができない。また医学教育には多くの問題があるからこの報告でコンクリートにするのは適当でない。

おおむね以上のような意見が述べられたのち、委員長のもとで原案を整理しそれを各委員に送付してさらに意見をきくことになった。総会に付議する前に各国立大学の医学部にアンケートするかどうかの問題もあるが、とりあえずは原案を形あるものにまとめる方向で今後の作業を進めることにした。

次回は10月初旬に小委員会を開催する。

(15) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和48年8月25日(土)10時~13時

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷口委員長

広根(代白石), 今井, 谷田, 香山,

北村各委員

高木臨時委員

日高, 深川, 佐竹各専門委員

谷口委員長主宰のもとに開会。

まず前回(6月2日)議事要録の朗読があり、一部字句の修正をしたのち、これを承認した。

つぎに委員長より、6月の総会において、昭和49年度の予算に関する要望書は、この特別委員会において作成し、それを会長および委員長の責任において提出することを承認されている。本日は、その予算に関する要望書の立案と大学図書館の改革について、の二つの議題を用意しているが、まず予算に関する要望書についての協議からお願いすると述べ、議事に入った。

[議事]

1. 昭和49年度予算に関する要望書の立案について

委員長より、この案件は本日をもって審議を終り、それを成案として、文部省等の関係機関に提出することにしたい旨が述べられた。

つづいて高木臨時委員より、資料「大学図書館の振興についての昭和49年度予算に関する要望書(案)」にもとづき、昨年度は画期的な要望書をまとめて提出した。本年は論議の結果、昨年のを根本的に変更することはしないという結論になったので、小委員会においては昨年の方針をふまえ、それをこれまでに出された意見により修正補足をして、このような原案をまとめたものであると、立案についての経過説明があったのち、資料の朗読があり、これに対し、①図書館職員の増員、②図書館近代化のための調査費、③図書館情報学の用語などの事項につき意見交換が行なわれた。

つぎにこの案件については、8月28日までに日高委員のもとで字句をととのえ、事務局に提出することで承認された。なおこの要望書は、9月6日に委員長および谷田、今井両委員が同道し、文部省等の関係機関に提出することにした。

2. 大学図書館の改革について

まず今井委員より、資料「別紙」にもとづき、これは第1次報告書が出されてから今日まで、大学図書館の改革について新たな問題が提起されてきたが、前回(6月2日)の特別委員会および7月20日の小委員会においてもこの課題について論議された。その際に、第2次報告書を出すかあるいはアンケート調査をすればよいのか、その論点の選択につき協議が行なわれた。それをもとにして重点項目と思われるものをまとめたのがこの7項目である。また昨日は、小委員会においてこれに基づき更に検討を重ねる予定になっていたが、予算の要望書の検討に多くの時間をさかれたので、この問題についての論議をまとめることはできなかった。本日はこの資料を参考にして、これから検討を要する問題点の選択につき協議のうえ指摘されたい。それにより委員長においては小委員会を招集され検討を重ねることを考慮願いたいと、原案作成の経過および今後の進め方についての要望が述べられたあと、各項目につきつぎのように概要の説明があった。

(1) 図書館予算のあり方

ここでは、中央図書館と部局図書館の関連、図書館予算の格付にA, B, C級の3段階があるが、図書館予算の現状と問題点を検討する。

(2) 基本図書館の充実・更新

これは具体的な項目になっているが、基本図書館の概念、指定図書、参考図書および大学図書館の学習図書館としてのあり方などを検討する。

(3) 図書館職員の養成

職員の処遇の改善、資質の向上、専門職制の確立などの論点が考えられる。

(4) 学術情報体制と図書館との関連

学術情報分科会において審議されている学術情報体制と図書館の関連。これは将来においても重要な課題として論議されることになる。

(5) 図書館情報学の振興

これは予算の要望書にももられている問題であり、また第1次報告のときからの宿題でもある。

(6) 保存図書館の問題

図書館の相互協力と関連がある。国・公・私立大学間の相互協力あるいは国内的、国際的なネット・ワークの問題などが論点となる。

(7) 国際交流

この事項は、現在から将来にわたって検討すべき問題である。またこれは(4)と(5)の論点とも関連する問題である。

以上7つの主要項目を提起したが、これらの各項目に限定して検討するというのではなく、このようなことが論議されることになるということであって、いずれも相互に関連がある問題であると述べたのち、自由討議が行なわれ、つぎのことが論議された。

○ 図書館予算の独立 図書館予算はすべて文部省の紐付きにすることではない。しかし図書館のための固有の積算予算

があってもよい。また中央図書館・部局図書館の予算のあり方。各大学における予算会議あるいは評議会における図書館長の位置づけ。制度上、予算上の図書館の独立。

○ 基本図書 学習図書館のあり方、主として一般教養課程学生の学習に寄与するという思想が基本的にはある。しかし他方では現在の基本図書を補強する。その第1次作業としてリストの作成が考えられる。

○ 図書館職員の養成

① 数年前までは、国立大学図書館専門職員採用試験があった。しかしこの国家試験は単に試験合格を公認するに過ぎない。その他には司書職の定数が増えるということの他に特色はない。つまり制度はありながらそれ程の実効性は見られず、現在はそれを一時ストップされた状況にある。

② 文部省が行なっている司書講習制度は、当面はやむをえないとしても、適当な制度であるとはいえない。しかし図書館職員の養成、専門職制度の確立といっても、それをどういう形でとりあげて主張していくか、改めて検討を要する段階にきているといえる。また学術情報体制の観点からも叫ばれてくる問題であり、それとの関連においても論じなければならない。この課題を推進する機関はこの特別委員会の他にはない。

③ 司書職の専門職制 これはむずかしい問題である。司書は教官でもなければ事務官でもない、その中間にある。いわば半専門、半技術というような職務内容であり、それに見合う職制が確立されておればよいのであろうが、そこに差当り

のあい路がある。それに現在は一般事務より若干優遇されているという事情もある。この課題には根本的なところから検討を要する問題があるといえる。

○ 第2次報告書

① 第2次報告書は、第1次報告書を総ざらいするという事も考えられる。しかしそれは、単に広く問題点をとりあげそれを平面的に述べることに終始することになる。大学図書館の改革・充実の問題は結局のところ、職員の定員不足に帰着するのだから、その辺に焦点を絞ってまとめることはどうであろうか。

② 第2次報告書は、単に総花的に奇麗ごとを述べるということではなく、幾つかの論点にウェイトを置き、それに大学が問題意識をもち、解決のヒントを見出すように記述する。それには問題点を掘り下げ、かなり批判的に述べるという方針が望ましい。

以上のような論議がなされたのち、本日の意見にもとづき小委員会において別紙の各項目につきその小項目をまとめる方向で検討し、論点がほぼまとまった時点で特別委員会を開催することになった。

次回は9月7日13時から小委員会。

(16) 教員養成制度特別委員会議事要録

日時 昭和48年8月10日(金)13時~17時

場所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

船山、岩下、鎌田、芦田、新谷、井上

小林、戸田、岸田、山本、小野各委員

池田専門委員

飯島委員長より、その後の経過について、この特別委員会は3月12日に開いた以後開催できなかった。小委員会は6月26日に開き、前回の特別委員会で承認された教員養成制度改善に関する調査研究の継続の進め方について三つの課題、すなわち第1に教員養成系における大学院の問題、第2に教員養成大学（学部）の設置基準、第3に一般大学における教員養成の問題について検討の作業を進めた。そのうち大学院の問題については、末吉臨時委員よりはじめにメモが提出されたので、小委員会において意見を伺い、それをもとにして提案された別紙資料によりさらに午前の小委員会において検討を重ねた。9月の末までには原案を作成して提案する予定である。第2の設置基準の問題については、午前の小委員会において岩下委員からおおよその説明をきき、基本的な方向を議論した。若干の時間はかかるが、岩下委員の方で原案をまとめることにしている。第3の一般大学における教員養成の問題については、本日大田委員欠席のためその後の経過をきくことができなかったが、これについては時間をかけて調査作業を進めることにしている。本日は大学院の問題と設置基準の問題について審議を願いたい。

なお、以上の調査研究報告のプロジェクトの他に、教員養成に関連して新構想に基づく教員養成大学の問題がある。文部省においてこれについての調査研究会が設置され、検討が進められている。今の時点ではそれ程の具体的な進展はみられないが、49年度にはその準備調査に要する予算要求をするということである。国大協としても、教員養成大学・学部に関係が深い問題であるので、これについて対応できる意見をまとめておくことにしたいと述べられた。

〔議事〕

1. 委員の異動について

委員長より、委員の交替等について諮り、つぎのように了承した。

- ① 野村委員（金沢大）より一身上の都合により委員を辞任したい旨の申し出があったので、金沢大学に後任の推薦を依頼していたところ、新谷賢太郎教授（教育学部・哲学）の推薦があった。
- ② 池田委員（京都大）より健康上の理由で委員を辞任したい意向の申し出があり、その後任として京都大学の小林哲也助教授（教育学部）の推薦があった。なお、池田委員には今後は専門委員として無理のない程度で出席願うことにしたい。
- ③ 宮城教育大学の林学長からこの特別委員会に委員として加わりたい意向が出されている。理事会（小委員会においても同じ）においては、この特別委員会は各地区から2名、そのうち1名は教員養成大学の委員をもって構成されているので、異例のことではあるが、本委員会の了承を条件として承認されている。特に異議がなければ承願いたい。

2. 新構想教員養成大学について

これについて委員長より、つぎのような意見が述べられた。

文部省はこの問題について「新構想による教員養成大学等調査会」を設け検討を進めている。今のところは論議をメモの程度に整理している段階であって、公式の中間報告あるいは答申案ができるというところまでには至っていない。なお今後の作業を進め、差当りは49年度の概算要求をまとめる考えであるときくが、その具体的な取り扱いはい現在の作業の進行状況では

49年度に新大学を設けるといふところまでには進展せず、ただ準備段階として検討することで終ることにならうということである。

これに関連し現実的な問題は、49年度以降において義務教育の教員数（4,000～5,000名）が総体的に不足するということである。文部省は既存教育学部、教員養成大学の学生定員を増員することによってその対策をたてるということである。しかし、いたずらに既存の教員養成系大学・学部の学生定員をふやすのは却って大学の教育・研究を困難にし、現実的には教養部に対するしわ寄せを大きくすることになる。この問題の解決は、現在の教養部全体の問題の解決との関連において解決したいということであるが、これには既存の教員養成系大学・学部の整備充実という前提の問題があるので現在では難色を示している。

国大協レベルにおいても、既存の教員養成系大学・学部の条件整備がなければ、安易な定員増には応じられない問題である。また既存の教員養成系大学・学部の増員のみでは、49年度以降の教員需要はまかないきれないということ、新しい構想の教員養成系大学・学部を設けることもありうるというのであれば、その大学・学部がどういう構想と性格をもったものか、また既存の教員養成系大学・学部との関連はどうなのか、大学レベルにおいても教育現場の立場においても、理念的にも実際的にも多くの問題が考えられるので、この課題については十分検討を重ねて意見をまとめておく必要があると考えられる。

つぎに、確かに49年度から4,000～5,000名の教員が不足することになるのか、それをカバーするのは国立大学だけか、それは既存の教員養成系大学・学部の定員増だけでどこまでカバー

できるのか、新しい大学を設けるとすればそれはどういう性格の大学・学部か、多くの問題があるので、とりあえず適当な委員に問題点を整理してもらふことはいかがかと諮り、これに対しつぎのような意見が出された。

- 義務教育の教員が4,000～5,000名不足というのは、国立の教員養成系大学・学部の卒業生で教員になる者の数だけを考へての不足数なのか、私立あるいは短期大学の卒業生も含めてのことではなからうか。
- 49年度以降、教員が不足するというについては、確かな実態を調べたうえで意見をまとめること。
- 地区毎に大学ができて、教員の需要や既存大学、教育委員会との関係で問題がある。
- 既存の教員養成系大学・学部をそのままにして、新しい大学・学部を設けるといふことはどういうことなのか、またこれについて当該の既存の大学あるいは大学全体がどのような考へであるのか、明らかでない。
- 文部省や教員養成系大学・学部の教官が設置基準を改めることによってレベルアップしようとする願望があるようであるが、しかしそれだけで教員養成系大学の問題が解決することにはならない。
- 設置基準の問題は別に検討するが、設置基準を考へる基礎となる重要な問題は何かということを国大協側で整理して明らかにすることが前提になる。
- 事務局長より、教員養成大学に関連する問題については、国大協は先に数回の予算に関する要望書を出した経緯があることについて説明があった。

以上の意見が出されたあと、委員長より新構想教員養成大学を含めての教員養成大学・

学部の問題については、教員不足の数の問題から検討をはじめ、現状で各大学がどこまでカバーできるか、また定員増のメリットはなにかなどの問題点につき、国大協がデーターを集め小林委員にお願いしてそれを整理し、必要があれば要望書を出すことも検討することにしたいと述べられた。

3. 教員養成大学（学部）の設置基準の問題について

これについて岩下委員より、設置基準そのものを取り上げることの意義、またごく一部の専門の者だけで考えることにも問題がある。そこで、まず設置基準の前提になる基本的問題についての幾つかの考え方を整理し、それを資料として提出し検討を願ったうえでまとめていくことにしたいと考えている。

その内容は、① 設置基準のもとになる教員養成の目的としてふまえなければならない要件は何か、またそのとらえ方の問題がある。② つぎに講ずべき要件は何か、その要件と養成の内容はどのように結びついているのか。教員養成の内容、領域は一般教育と教科専門、教育専門である。そしてそれぞれの研究をふまえて充実しその調和と統合をはからなければならないといわれるが、それらの領域と構造あるいは統合は何によってなされるのか、現実の教員養成のなかではそれぞれ何を期待しているのか。

つぎに、教員養成の内容・構造と直接結びつく問題であるが、大学で教員養成をやることの意義、それは専門の学芸を深く教授研究することであるが、教員養成大学の専門とは何か、それは教員養成系の大学院のあり方にも関連する問題であるが、それにはどういう考え方が成立しうるのか。などを考える手掛りになるところを整理して提出したいと考えている。こ

れについて委員会の意見を伺いたいと述べた。

これに対しつぎの意見が出された。

- この問題は教大協の方でも検討してもらいたい課題である。
- 設置基準を考えるには課程制と学科制の違いの問題がある。しかしそれは教員養成大学の専門とは何か、学科目は何かを明らかにすることが基本になる問題である。
- 医学教育における医師養成と教員養成大学における教員養成の差異についての意見。

おおむね以上のような意見交換が行なわれた後、この課題には基本的なところにむずかしい問題があるので、なお各委員は意見があればそれをメモ的にまとめ、岩下委員に送付することになった。

4. 教員養成における大学院の問題について

まず委員長より、別紙資料は末吉臨時委員がメモ的にまとめたもので、

- (1) 大学院設置の必要性
- (2) 新しい大学院の性格
- (3) 大学院の組織
- (4) 現職教育と大学院

の4章から組み立てられていると述べたのち、資料「教員養成大学における大学院の問題」の朗読があり、これに対しおおむねつぎの論点につき意見が述べられた。

- 大学院の必要性を論ずる前に、学部段階の整備・充実をなすべきだという現実論がある。
- 教員養成系大学院の組織とその教育のウェイトをどこに置くべきか。① 教科教育の領域 ② 広く教育心理学などの人間形成の科学を研究する領域 ③ 現職教員の研修の場とする考えがあること。
- 教員養成大学院は、総合大学、単科大学の

いずれに置くのがよいか。連合大学院と単位互換制の問題。

- 大学院を置く学部と置かない学部に格差があること。その是正手段として大学院を置くこととする考えがあること。
- 現代社会の知識水準から要求される教員養成大学の教育のレベルと修士課程。

以上のような問題点につき論議がなされたあと、この課題についてはもう少し問題点を整理し、また文部省からもその後の情報をとり入れ、9月の小委員会において論議を重ねることになった。

つぎに、大学運営協議会において第3次報告書をまとめているが、この特別委員会の報告書はそれとは別にこのまま作業を進め、別冊として発表することにした。

(17) 大学運営協議会議事要録

日時 昭和48年8月15日(水)10時～15時30分

場所 学士会分館6号室

出席者 林委員長

前田、宮島、谷田、広根、池田、後藤市村、葛西各委員

中川、芦田、武田、柿内、田畑、山田各臨時委員

佐々木、小野、綿貫、小野木各専門委員

林委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本協議会においては、さきに各大学に照会した「大学改革の問題点に関するアンケート」に対する各大学の回答を整理し、これを資料として大学改革に関する第3次調査研究報告書案の作業を進めてきたが、各研究部会において

は熱心に検討を重ね、一昨日、昨日にはさらに研究部会合同会議を開いて原案の審議を行なった。

本日はその結果について、各研究部会ごとに印刷物に基づいて各部部长、主査ならびに必要なによっては各専門委員からも説明を願ったうえで、報告書案について審議をお願いしたい。

なお、本日の審議によって成案が得られれば、これを各大学に送って意見を伺い、本年12月の総会において、大学運営協議会として大学改革に関する第3次調査研究報告書を取りまとめたいと考えている。

ついで丁子事務局次長より配付資料の説明があつてのち議事に入った。

議事

◎ 大学改革に関する第3次調査研究報告書(案)について

最初に本報告書の「まえがき」の審議から始め、これを朗読し、異議なく了承された。

ついで鶴田事務局長より、本報告書に収録される「大学問題第3次調査研究要綱」(47.3.30)の中の4「各特別委員会の調査研究項目を本報告書に合本する案」の箇所について、各特別委員会の審議の進行状況とその成案の刊行方法について説明があり、さらにここに掲げてあるもの以外に研究所特別委員会の調査研究報告書を新たにこれに追加し、これを本第3次調査研究報告書と合本して発表することについて了承を求められた。

つづいて各研究部会の報告書案の審議に入り、次の順序により印刷物に基づく説明がありこれに対する意見交換が行なわれた。

(第1研究部会：大学の管理運営)

芦田部部长より 1.<大学設置の方式> 2.<大学の機関> の2項目について、山田主査

より 3.<大学の人事> の項目についてそれぞれ概要の説明があり、さらに高田専門委員より 2.<大学の機関> についての補足説明が行なわれ、これについては格別の意見もなく原案が了承された。

(合同研究部会：大学における学生)

綿貫専門委員より 1.<学生の自主的団体> から 8.<学生部のあり方>までの8項目全般に亘り概要の説明があった。これについては部分的な点について質疑があり、これに対して各作案担当委員よりそれぞれ説明があったのち、一部修正を施して原案が了承された。

(第3研究部会：大学と社会)

武田主査より 1.<大学の多様化> から 10.<大学教育における国際交流> までの10項目全般に亘り概要の説明があった。これについては上述の合同研究部会の場合と同様に部分的な点について質疑があり、一部修正が施されて原案が了承された。

(第2研究部会：大学の研究と教育)

柿内主査より 1.<国立大学のあり方についての前提> ほかに4項目について、小野専門委員より 3.<大学間の格差の是正> ほかに1項目について概要の説明があった。

これについては種々論議が交され、全般に亘ってかなりの修正が行なわれた。なお、2.<国立大学のあり方についての原則>および末尾の<補説>と<参考資料・法令>の部分は全面削除することとした。

以上で第3次調査研究報告書(案)についての審議を終り、本日の修正点を整理のうえ、これを各大学に照会することとした。

(18) 大学運営協議会各研究部会 合同会議議事要録

日時 昭和48年7月12日(水)10時30分～17時

場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

芦田(第1)、宮島(第2)、谷田(第3)、広根(合同)各研究部会長

第1研究部会

井上、小島、雄川(主査)、山田(主査)各委員

伊藤、沢田各専門委員

第2研究部会

柿内(主査)委員

小野、綿貫各専門委員

第3研究部会

田畑(主査)委員

佐々木、福与、鈴木各専門委員

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より、過般の総会において会長に選任され、新たに会長に就任することになったと挨拶があり、ついで本日の会議の趣旨について、目下各研究部会で検討中の「大学改革に関する第3次調査研究報告書(案)」の作案について各部会間の調整をはかり、共通理解の下に今後の作業を進めて頂くために開いたものである旨が述べられた。

続いて事務局より配付資料の説明があり、ついで前回(6月12日)の研究部会長・主査会議の議事要録の朗読があり、これを承認した。

〔議事〕

◎ 大学改革に関する第3次調査研究報告書の作案について

会長より、本日の協議のために各研究部会で準備された「問題点メモ」について説明を求められ、各研究部会よりそれぞれ資料に基づき次のように問題点の紹介があり、意見交

換が行なわれた。

(第1研究部会)

山田委員より、教員の選考・任用の問題に関して、主として「教授、助教授、常勤講師の種別を存置することの可否」と「助手制度の存廃」について問題提起があり、沢田専門委員より、大学の人事の問題に関して、主として「学長の選考方式」について意見を求められた。

ここでは、特に教官種別の存廃について、「第2次調査研究報告書」で提起された「新講座制」構想との関連と、目下第6常置委員会で検討中の教官身分制度の改革を含む「教官待遇改善案」との関連から種種論議が交された。また、これと共に、助手の身分の扱いの問題が学長選考への参加とも関連して論議された。

なお、上記の論議に関連して、今回の第3次報告書をまとめる場合の国大協としての取り組みの姿勢について、第2次報告書のように種々の意見を紹介して各大学の改革の抛り所を示すものにするのか、或いは国大協として何らかの意思決定をして大学全体を規制する考え方の立場を取るのか、特に制度改革につながるような問題をどう考えるのかと問題提起があり、これについても意見交換が行なわれた。

(第2研究部会)

柿内委員より、他部会と調整が必要とみられる事項として、「教授任期制」、筑波大学構想に関連する「教官の身分的所属」、「研究と教育の機能の統一」等の問題（以上第1研究部会と関連）、および「大学の大衆化への対処」、「地域格差」、「大学財政」等の問題（以上第3研究部会と関連）

を挙げられ、これについて関連部会との間で意見交換が行なわれた。

(第3研究部会)

田畑委員より、第2研究部会との調整問題として、中教審構想に示されている「専門体系型」、「目的専修型」の大学と第2研究部会で扱っている「専門大学」との関係について質問があり、また、教育と研究との分離の問題については、第2研究部会に一任したいとの意向を述べ了承を求められた。

(合同研究部会)

綿貫専門委員より、合同研究部会担当の6項目（学生運動関係のものを除く）についての概要の説明とその問題点についての紹介があり、ついで佐々木専門委員から「学生の自主的団体」と「育英制度と授業料」について、また鈴木専門委員から「学生生活環境」のうち学寮の問題について、それぞれ補足的な意見が述べられた。

ここでは主として、「学生の自主的団体」についての統一見解の必要性の問題、「学内規律と学生処分」について規律を学内の行為に限定するかどうか、また罪刑法定主義の適否等について論議された。

以上で各部会間の調整に関する討議を終りそのあと鶴田事務局長より今後の作案の進め方について次のように述べられた。

本日の検討の結果に基づいて各作案担当者は草案を適宜修正され、各主査はそれぞれの研究部会での検討ののち全部の原稿を校閲のうえ、これを7月21日までに事務局に提出して頂きたい。この原稿は即日印刷に回し、8月13～14日の合同会議ではこの印刷物によって最終的な検討を行なうこととしたい。

なお、この報告書全体の「まえがき」の執筆は雄川委員に依頼することとした。

(19) 大学運営協議会各研究部会 合同会議議事要録

日時 昭和48年8月13日(月)10時~18時

昭和48年8月14日(火)10時~19時

場所 学士会分館6号室

出席者 林会長

第1研究部会

芦田部会長

○加藤、井上、○雄川、山田各委員

○伊藤、高田各専門委員

第2研究部会

宮島部会長

柿内委員

小野、綿貫各専門委員

第3研究部会

谷田部会長

○中川、後藤、武田、田畑各委員

佐々木、福与、小野木各専門委員

合同研究部会

○広根部会長

(○印は13日のみ出席)

(8月13日議事)

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のように挨拶があった。

大学改革に関する第3次調査研究報告書案の作業については、その後各研究部会においてそれぞれ予定に従って熱心に原案のとりまとめの作業に努められ、そのご労苦に対し、この際厚くお礼を申しあげたい。

本日から明日にわたる2日間、その原案についてこの合同会議で逐一审議を行ない、明後日

開催の大学運営協議会に諮る報告書案を得たいのでよろしく願いたい。

ついで鶴田事務局長より、この各研究部会の原案は過般の各研究部会長・主査会議で決定された別紙「作案の記述方針」に基づいて作成されたものである旨の説明があり、また、今、明日の審議で修正点があればそれを訂正して明後日の大学運営協議会に提出するにしたいと述べられた。ついで本日の審議の進め方について、各研究部会ごとにまず部会長、主査および専門委員からそれぞれ説明を願い、各研究部会ごとに質疑応答を行なって案のとりまとめをしたいがいかがかと諮り、了承された。

議事

◎ 大学改革に関する第3次調査研究報告書 (案)について

最初に「まえがき」の文案について、これを朗読して審議した結果、一部修正を加え原案を了承した。

ついで、第1研究部会の報告書案の審議に入り、芦田部会長より作案の経過の説明、雄川主査より総括的な説明があったのち、各作案委員より担当項目についてそれぞれ説明があった。ここでは、①全学的機関と学部との関係、②学長補佐機関の定義、③教授会への助手の参加、④学長選考への助手の参与、⑤サバティカル・イヤー制度、等の問題について質疑応答があり、その他字句表現の点についての指摘もあり、若干の修正が施されて原案が了承された。

続いて第2研究部会の報告書案の審議に入り、宮島部会長より総括的な説明があり、ついで柿内主査、小野専門委員より項目別に説明があった。ここでは、①「国立大学のあり方についての原則」に挙げられた5項目の内容、②教養部のあり方、③研究・教育組織の問題(特に

“新講座制”の問題), ④末尾の「補説」と「参考資料・法令」の要否, 等の問題について種々論議が交され, その結果①, ③の問題については提案委員が更に検討したうえ, 明日再審議することとした。

(8月14日議事)

林会長主宰のもとに開会。

都合により合同研究部会の報告書案より先議することとし, 綿貫専門委員および佐々木専門委員より各項目についてそれぞれ説明があった。

ここでは, 学寮問題については複雑な事情にあるため今回は意見をまとめなかったことについて了承が得られたあと, ①自治組織の承認事項および承認条件, ②学内規律の具体的規定の問題, ③学生の学外での行為に関する処分の問題, ④大学生協のあり方, ⑤全学的な厚生補導委員会の性格, 等の問題について質疑応答があ

り, 若干の修正を行なって原案を了承した。

続いて第3研究部会の報告書案についての審議に入り, 武田主査より総括的な説明があり, ついで各提案委員よりそれぞれ担当項目について説明があった。ここでは, 主として表現上の点についての修正意見が出され, それぞれ修正が施されて原案が了承された。

最後に, 昨日の審議で再検討することとされた第2研究部会関係の問題の審議に入り, 宿題とされた①「国立大学のあり方についての原則」についてはこれを削除することとしたあと, ②「新講座制」の問題について種々意見交換が行なわれ, この箇所については本日の諸意見に基づき更に修正を施すこととした。

以上で報告書案の審議を終り, そのあと明日の大学運営協議会の運営方法について, 原案説明の要領, 説明の順序等について打合せを行なって閉会した。

2. 諸会合

(昭和48.7.1~48.10.20)

月	日	曜	時刻	会 議 名
7.	2	月	14時	入試期特別委員会打合せ会
7.	2	月	14時30分	合同研究部会
7.	7	土	13時	実施方法等調査専門委員会
7.	11	水	14時	第2常置委員会・入試期特別委員会合同会議
7.	12	木	10時30分	大学運営協議会各研究部会合同会議
7.	13	金	10時	第3研究部会
7.	14	土	10時	第3研究部会
7.	16	月	10時30分	合同研究部会
7.	17	火	10時	第2研究部会
7.	17	火	14時	コンピューター専門委員会
7.	18	水	10時	第2研究部会
7.	18	水	13時	第1常置委員会
7.	19	木	13時	第1研究部会
7.	20	金	10時	図書館特別委員会小委員会
7.	23	月	11時	第5常置委員会小委員会
7.	23	月	13時	科目別研究専門委員会委員長連絡会議
7.	28	土	10時	実施方法等調査専門委員会
8.	7	火	14時	入試改善調査委員会
8.	8	水	13時	理事会
8.	10	金	10時	教員養成制度特別委員会小委員会
8.	10	金	13時	教員養成制度特別委員会
8.	13	月	10時	大学運営協議会各研究部会合同会議
8.	14	火	10時	大学運営協議会各研究部会合同会議
8.	15	水	10時	大学運営協議会
8.	16	木	10時	第3常置委員会
8.	24	金	10時	図書館特別委員会小委員会
8.	24	金	13時	入試改善調査委員会小委員会
8.	25	土	10時	図書館特別委員会
8.	29	水	10時30分	コンピューター専門委員会
8.	31	金	13時	各科目別研究専門委員会委員長連絡会議
9.	3	月	10時	実施方法等調査専門委員会小委員会
9.	4	火	13時	第1常置委員会小委員会
9.	7	金	10時	各科目別研究専門委員会事務担当者打合せ会
9.	7	金	13時	図書館特別委員会小委員会
9.	10	月	10時	第3常置委員会小委員会
9.	17	月	10時30分	医学教育に関する特別委員会
9.	18	火	16時	就職問題懇談会(文部省主催)
9.	20	木	13時30分	第5常置委員会
9.	29	土	10時	第6常置委員会
10.	1	月	10時	教員養成制度特別委員会小委員会
10.	2	火	13時	第3常置委員会
10.	3	水	18時30分	文部大臣との懇談会(文部省主催)
10.	4	木	14時	第5常置委員会小委員会
10.	6	土	10時30分	就職問題懇談会(文部省主催)
10.	8	月	10時	医学教育に関する特別委員会
10.	11	木	10時30分	第4常置委員会
10.	13	土	10時	図書館特別委員会小委員会

10. 15 月 10時	第1常置委員会	10. 17 水 16時	第2常置委員会・入 試期特別委員会合同 会議
10. 15 月 13時	コンピューター専門 委員会小委員会		
10. 15 月 15時	コンピューター専門 委員会	10. 18 木 13時30分	実施方法等調査専門 委員会小委員会
10. 17 水 14時	第2常置委員会		

窓

東北大学教育学部附属 大学教育開放センターの開設

本センターは、昭和48年4月、大学教育開放の本格的な研究と事業活動を実行することを目的とする大学附属施設として、わが国ではじめて設置された。それから半年余、関係諸規程の制定をはじめ、本年度の研究計画や事業計画の立案をおわり、いまは、それらの実施に追われつづけている。本学の他部局でも、やや長い本センターの正式名称を、正しく、しかもよどみなく口にする方々の数が多くなった。すでに、四つの開放講座をおわり、現在二つの講座を実施中であり、さらに本年度中に三つの主催事業を計画しているが、こうした事業に学部内外の方々が実に快く講師として参加して下さっている。助教授1名、助手1名という専任教官の配置のみで発足した本センターはなにかと条件的に未整備で、その点では、大学教育開放という未開拓の領域に挑むにはもちろん十分とはいえないが、それでも、一足一足たしかな足どりで歩みはじめていると思っている。

想えば、本センターが設置されるまで、本学部は長くてけわしい道を歩んできたものである。昭和25年代のおわりに、すでに学部内措置として産業教育調査室を設けて、地域との結びつきにひとつの水路をつくった。その後、独自に幾多の検討を重ねて、成人教育に関する研究施設設置の要求を継続して提出するとともに、その趣旨にそった開放講座を毎年開設してきた。10年をこえる歳月をついやして、やっとたどりついた一里塚、それが本センターの設置であると感じている関係者が多い。

それだけに、設置初年度にもかかわらず、数多い開放講座をスムーズに開設し、運営しえていると思っている。また、従来の蓄積をふまえて、大学と社会の関係、つまり大学教育開放に関する基本的問題の討議をいよいよ深めてもいる。さらに、諸外国の大学教育開放の実情を知るために必要な文献、資料の蒐集等も精力的にすすめており、10月末現在すでに世界各国80をこえる大学からそれらの送付を受けている。そして、これらの成果は、本センターの公刊する大学教育開放「研究シリーズ」および「年報」に収載される予定である。

役所のひとびとのことばを借りれば、「芽を出した」ばかりの本センターである。その芽を育てるために考えぬき、やりぬかなければならないことは多い。各大学の方々との交流と対話を切望している。お力ぞえを願ってやまない。

(東北大学教育学部教授 塚本 哲人)

B 要 望 書

1. 大学図書館の振興についての 昭和49年度予算に関する要望書 について

国大協総 第91号

昭和48年 8月25日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、大学の研究教育における大学図書館の地位の重要性にかんがみ、かねてより特別委員会を設置し大学図書館の在り方について検討してまいりました。

このたびその結果に基づき別紙のとおり「大学図書館の振興についての昭和49年度予算に関する要望書」を提出いたします。

ついては、国立大学図書館の現状と改革の緊要性をご高察の上、要望の実現方につき特段のご配慮をたまわりたくお願いいたします。

大学図書館の振興についての 昭和49年度予算に関する要望書

大学図書館が大学の教育と研究のため重要な役割をもっていることは、周知のとおりであります。

しかしながら、近年における教育・研究の多様化はもとより、学術・文化の急速な進歩、学術情報の増大、情報処理機器の開発等の諸情勢にかんがみると、遺憾ながら今日の大学図書館は、その本来の使命をまっとうするにほど遠

い実情にあるといわざるをえません。

この現状を改善し、大学図書館の真価を発揮するためには、各大学自体の自発的努力にまつべきものが少なくありませんが、同時に、各大学の努力を支援し、かつ新しい大学図書館のあり方を実現するための予算的・行政的な諸措置がきわめて緊要と思われれます。

予算的・行政的措置の必要事項については、国立大学図書館協議会からも要望書が提出されていますが、当国立大学協会としましては、とくに、大学図書館予算および人員の増強、図書館施設の近代化、図書館情報学の教育・研究体制の拡充、司書職制度の確立、大学図書館業務および図書館情報学研究的国際的協力・交流が、当面、緊急を要する措置と考えられます。

については、大学における教育・研究の発展に対応するため、大学図書館振興の緊急方策として、次の事項につき速やかに改善の措置をとられますよう要望いたします。

要 望 事 項

1. 大学図書館予算および人員の不足を緊急に 補充するための措置（第一次計画）

(1) 図書館維持費の増額

昭和49年度予算においては、現在図書館維持のために実際に支出されている額の50%以上を確保する。

(2) 図書購入費の増額

昭和49年度予算においては、前年度予算額の最低100%を増額し、その際とくに参考図書購入費の充実を考慮する。

(3) 図書館職員の増員

第一次計画として、大学図書館の定員増の必要のうち、当面大学の教育・研究に極めて重要な参考業務担当職員を中心とし、昭和49年度から2ケ年計画で、各年度ごとに最低80名を計画的に増員・配置する。

2. 図書館施設の近代化のための予算措置

(1) 保存図書館制度の開発、あるいは学術情報の広地域にわたるネット・ワークの整備のごとき総合的・近代的な組織のための経費の新規計上

この計画は、昭和50年度よりの実施を目途とし、そのためしかるべき機関を設け、とりあえず49年度においては調査費として10,000千円を計上する。

(2) 図書館の近代化を早急かつ強力に促進するための施設・設備費の大幅増額

この問題は、大学図書館が年来苦慮している点であるが、機械化の強化を含めて、一段と改善を促進する必要がある。

3. 図書館情報学の教育・研究体制の拡充強化および司書職制度の確立

(1) 図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置・整備

(2) 図書館情報学研究施設ないしは研究組織の大学図書館への設置

(3) 図書館情報学・情報科学等を背景とする専門的要素を大学図書館経営に導入し、その機能を飛躍的に強化するために、司書職制度の確立を強力に推進すること

4. 大学図書館業務および図書館情報学研究の国際的協力・交流の促進

学術情報・資料の国際的交換・交流の促進および図書館業務や図書館情報学研究の発展を図るために、図書館職員や図書館情報学研究者を海外に派遣し、または海外より招聘するがごとき制度を、この際検討し、そのために必要とされる予算措置を速かに講ずべきである。

昭和48年8月25日

国立大学協会会長 林 健太郎

理 由 書

1. 大学図書館予算および人員の不足を緊急に補充するための措置（第一次計画）

(1) 図書館維持費の増額について

大学図書館は、以下の諸理由のため時代の要請に応えるための業務の改善はおろか、その日常業務の維持においてすら、差し支える現状にある。この目下の窮境を打開するための緊急対策として、図書館維持費の大幅な増額が要望される。

イ. 大学図書館は、現在の定員措置のために、業務遂行上多数の非常勤職員の雇用を余儀なくされているが、近年賃金水準は異常に上昇し、支出される維持費は年々激増している。賃金支出の、図書館運営費中に占める比率は逐年上昇し、本国立大学協会図書館特別委員会が昭和47年にまとめた調査〔中央図書館（分館を含む）についてのみ実施〕によれば、昭和45年度決算でみて、約42%の高率を示している。

ロ. 諸物価の高騰のため、備品費・消耗品費・印刷製本費等の支出も増大している。前記の調査によれば、昭和46年度の文部省配当の図書館維持費の、前年度の大学図書館の経常的経費に占める比率は、約25%にし

かあたらぬ。不足の約75%は、積算校費の中から振替支出によって補なわれているのが実情である。

ハ. 加うるに近來は、光熱・水道料および冷・暖房などのための経費が、大学図書館の運営費に対し避けがたい圧力となっている。

なお、図書館維持費を決定するにあたり現在とられている段階の格付けとその基準額の算定については、昭和48年度予算ではかなりの手直しがなされたことは評価に値するが、なお不十分であり、特に大学図書館の現状に適合しない点が少なくないのでその是正が早急に検討・実施されることを、以上と合わせて希望する。

(2) 図書購入費の増額について

最近時の図書・資料の価格の高騰は、周知のように顕著である。そのため、図書購入冊数は停滞をきたし、図書購入のための経費のみが不均衡に年々膨張を続けるに至った。しかるに、文部省配当の図書購入費はこれに対応せず、前記の調査によれば、図書館が支出する図書購入費総額の19%を満たすに過ぎない。不足の分は、ここでも積算校費からの振替支出に依存している。このため大学予算がこうむる負担は甚だ大きく、しかも必要とする図書・資料に対する要求を満たすに足りない。近時、増大する学術情報資料に対する需要の度合は急速に高まり、図書館の奉仕が一層必要とされる現在、図書購入費予算の大幅な増額が、特に要望される。その際、参考図書購入費の面での改善は、特に配慮されるべきと思われる。

(3) 図書館職員の増員について

最近における情報・資料の急増および利用

者の要求の多様化等に対応するには、適切な人員増の措置が是非とも必要である。現状では、情報・資料の処理が停滞し、利用者の要求に十分に応えることは著しく困難と言わざるを得ない。大学図書館に対する不満の要因がこの点にあることは周知のとおりであって、図書館職員の増員を計画化するとともに、当面は、特に参考業務担当職員を中心として今後2ケ年で各年度ごと最低80名ずつ増員することがきわめて必須と考えられる。

2. 図書館施設の近代化のための予算措置

大学図書館の機械化・近代化に向けての施設・設備は、漸く着手されたばかりで、今なお初歩的な水準でしかない。特に機械化の面でそうである。今後はむしろ、組織的に整備・拡充のための計画をたて、その実施を積極的に講じる必要がある。■の趣旨にもとづいて、以下の対策が強く期待される。

(1)イ. 保存図書館制度を開発し、その構想を現実化すべきである。

ロ. またこれに伴い、大学図書館相互の協力関係を緊密にするための全国的あるいはブロック別規模でのネット・ワークを確立する必要がある。

以上のような大学図書館の近代化・機械化のための広地域にわたる体系的整備は、事前に十分な調査を行なう期間が必要である。さしあたり、昭和49年度においては、内外の実態調査および学術情報の収集・処理機構の策案のための調査費を予算化し、50年度以降において実施にかかり、年次計画的に推進すべきである。

(2) 以下に挙げる理由により、施設・設備費の増額が早急に必要である。

イ. 建設単価の増額

図書館施設は、内部空間の融通性の確保、情報検索、資料の搬送、吸音性や遮音性をもつ仕上材の選択等、他施設にみられない独自の施設であることに留意せねばならない。

ロ. 備品費の増額

図書館はその性質上、独自の備品類を必要とするが、その機能を発揮するために、質的にも新たな開発を必要とする。

ハ. 維持管理費の別枠予算

施設の近代化に伴い、冷暖房・搬送設備のため、光熱・水道料の大幅支出がある以上、別枠の予算の計上が必要である。

3. 図書館情報学の教育・研究体制の拡充強化および司書職制度の確立

(1) 図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置・整備について

国立大学協会前記アンケート調査の結果によれば、図書館情報学の拡充・強化のため、図書館情報学の講座または科目増設を必要と考える大学が63、大学院に、図書館情報学研究科設置を必要と考える大学が55、国立図書館短期大学を4年制にする必要があると考える大学が60となっている。また、図書館情報学専攻の研究者や大学教員養成のために、図書館情報学講座・科目の増設を必要とするもの、および大学院に図書館情報学研究科を必要とする大学が、ともに57の多数にのぼっている。

これらの動向にかんがみて、大学の教育および研究を、学術情報の流通処理という観点から、時代の進展にふさわしい方向へ改善していくためには、各大学それぞれの要望を尊

重しつつ、計画的に図書館情報学の講座・学科・科目・課程等を増設し、年次的に大学院研究科を設置するなどの方策の確立が肝要である。図書館短期大学の4年制昇格が緊要であることもいうまでもない。そして、これらの拡充強化の過程において、わが国の図書館情報学自体の発展も期待できるのである。

(2) 図書館情報学研究施設ないしは研究組織の大学図書館への設置について

上記調査の結果によれば、大学図書館の充実のために、図書館情報学の拡充・強化を必要とする大学が70、その方策として、研究施設または附置研究所の設置を要望する大学が54あり、そのうち、大学図書館に附属することをよしとする大学が26で第1位、学部附属をよしとする大学が19で第2位となっている。

すでに前年度より、東京大学附属図書館には先駆的な研究機関が設置されているが、これらの動向にかんがみると、大学図書館の充実・改革のためには、各大学の規模・特質に応じ、かつ大学自体の方針に則しながらこの種の研究施設またはこれに類する研究機関や機構を、全国に計画的に設置する必要があると思われる。アンケートへの回答の中には、教官身分の研究要員を図書館におくべしとする意見、あるいは研究助成奨励制度を設けるべしなどの意見も寄せられたが、十分参考とすべきであろう。

なお、これらの研究施設は、それぞれの大学図書館経営の改善や図書館職員の資質向上等に寄与するのみならず、さらに、国公私の大学図書館全般に対しても、また大学図書館に関する国際的な情報交換に対しても、それぞれの協力活動を活発に展開する基盤となる

であろうことが期待されるのである。

(3) 司書職制度の確立について

大学図書館が、大学の教育・研究上の多様な要求に応えうるためには、図書館経営についての高度の専門的知識・技能・識見をもつ司書が適切に配置され、惰性的旧弊を改善・改革していくことが必要である。司書職制度の確立については、前記調査によれば、「その他」の項目において4大学から意見が寄せられているが、大学図書館司書職の必要性については、国立大学図書館協議会が、全国的な要望として、昭和29年度以来、陳情を重ねており、昭和36年および39年の日本学術会議の政府に対する勧告においても、専門職制の確立が強調されているのである。また、国立大学協会図書館特別委員会が、昭和45年に発表した「大学の研究・教育に関する図書館の在り方とその改革について」（第一次報告）の中でも、この件につき特に強調されている。しかるに、今日なお実現の段階に至っていないことはきわめて遺憾であり、これが大学図書館の近代化推進の上に、重大な障害となっているというべきである。この点についての緊急な措置が切望されるゆえんである。

4. 大学図書館業務および図書館情報学研究の国際的協力・交流の促進

今日、学術情報資料の収集は、国際的規模でなされることが、いよいよ強く要請されている。この点、諸外国の図書館についても同様であり、国際的次元における学術情報資料の交換・交流の業務は、今後ますます促進されねばならぬものと考えられる。

また、わが国の大学図書館業務の立ち遅れを克服し、これを近代化し発展させるためには、

図書館職員や図書館情報学の研究者を海外に派遣し、また海外からこの方面の専門家・学者を招聘することが必要とされる。

このような観点から、大学図書館関係者の国際的相互交流は、緊急に推進されるべきと考えられる。そのためには、相互交流のための基金を設ける、あるいは施設を用意するなど、なすべきことは甚だ多い。この件につき速かに検討を行ない、成案ができれば実行に移し得るよう、そのため適切な予算措置をとる必要があると考える。

(要望先)

文部省 奥野文部大臣、村山次官、井内官房長、木田大学学術局長、安養等・笠木両審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、吉川情報図書館課長、望月人事課長、三角会計課長、安嶋管理局長、菅野教育施設部長
大蔵省 愛知大蔵大臣、相沢次官、橋口主計局長、辻次長、広江主計官、篠沢(主査)、永井主計官補佐

2. 昭和49年度予算に関する要望について

国立大学協会は、毎年度政府予算の編成に際し、国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項につき、その実現方について要望を重ねてきました。

今日、特に高等教育の計画的拡充が要望されている事態の下に大学の使命を果たすためには、教育の質的向上と量的拡充とを図るとともに、学術の急速な進歩に対応して、その研究の充実と水準の向上を図る必要があります。そのためには、現在大学における教職員の不足および施設設備の不備とその運営に要する経費の不

足の実情にかんがみ、これらに対する財政的措置を講ずることが、当面の急務となっております。

更にまた、それぞれの大学が現に進めつつある自主的な大学改革の構想を実現するには、それに関連した諸条件の整備が不可欠であり、この点についての財政的配慮も重要な課題と思われれます。

については、昭和49年度予算の編成にあたりましては、次の重点施策に関し、別記要望事項について、何分のご配慮をお願いいたします。

なお、国立大学教職員の定員削減については、度重なる定員削減により各国立大学においては、教育と研究に重大な支障をきたしておりますので、今後かかることのないよう、あわせて特段のご配慮をお願いいたします。

記

- I 大学における教育と研究の整備充実
- II 学生の厚生補導の整備充実
- III 附属病院の拡充整備

昭和48年10月1日

国立大学協会
会長 林 健太郎

要 望 事 項

I 大学における教育と研究の整備充実

現在、大学における教育と研究を行なううえにおいて、もっとも欠陥となっていることは、教職員の不足・施設設備の不備・研究費等の不足であって、そのため教育と研究の向上はもちろんこれを維持することさえ困難な状態である。したがって、これを充足するためには、大学における教育と研究の条件を整え、大学院・学部等の整備充実を図ることが緊要であるの

で、次の事項にかかる予算措置を要望する。

1 基準的教育研究費の充実

- (1) 教官当積算校費の増額
- (2) 学生当積算校費の増額
- (3) 教官研究旅費の増額
- (4) 教育および研究設備の整備充実

2 大学院および学部等の拡充整備

- (1) 大学院の拡充整備
- (2) 学部・学科・講座・学科目の新設整備
- (3) 職員の増員（大学院・図書館の要員および研究機器の保持要員ならびに入学試験関係職員等の整備充実）
- (4) 一般教養課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員）
- (5) 教員養成学部の拡充整備
- (6) 医学教育の拡充整備

3 附属図書館の拡充整備（図書費、図書館近代化設備費等の増額）

4 特別研究制度および附置研究所等の拡充整備

- (1) 在外研究員等の増員
- (2) 科学研究費の増額
- (3) 附置研究所等の拡充整備（研究部門および附属研究施設の新設）

5 国際交流関係経費の増額（学術振興会の国際交流事業の拡充および留学生関係経費の増額等）

II 学生の厚生補導の整備充実

当面する学生問題に対応して、学生の教育および学内生活の充実を図るためには、教育環境を整備充実するとともに課程外における教育の充実等教育条件を改善する必要があるので、とくに、次の事項にかかる予算措置を要望する。

- 1 教官と学生との交歓等に要する経費の増額
- 2 課外活動に関する施設設備等に要する経費

の増額

3 保健管理センターその他学生の健康管理に要する経費の増額

4 共同利用研修施設の設置

Ⅲ 附属病院の拡充整備

医学の進歩とこれに伴う制度の改善に即応するため、附属病院における診療体制および看護業務の拡充整備ならびに病院教官等の処遇の改善を行なうとともに、医療設備を整備充実するため、次の事項にかかる予算措置を要望する。

1 病院教官等の増員および処遇の改善

2 看護業務要員の増員

3 医療設備の整備充実

(要望先)

文部省 奥野文部大臣、村山次官、井内官房長、木田大学学術局長、安養等・笠木両審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、遠藤学生課長、安養寺技術教育課長(兼)、阿部教職員養成課長、斎藤医学教育課長、植木留学生課長、七田学術課長、大塚国際学術課長、手塚研究助成課長、吉川情報図書館課長、望月人事課長、三角会計課長、安嶋管理局長、菅野教育施設部長

大蔵省 愛知大蔵大臣、相沢次官、橋口主計局長、辻次長、広江主計官、篠沢主査

行政管理庁 福田長官、河合次官、平井行政管理局長、平井審議官、出口管理官

(3) 正課中における学生の災害事故対策について

昭和48年11月1日

国大協議第104号

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、予てより正課中における学生の災害事故対策について検討を重ねてまいりましたが、このたび別紙要望書を提出いたしましたので、問題の緊要性にかんがみ速かに要望の趣旨が実現いたしますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

要 望 書

正課中における学生の災害事故対策について

大学教育の拡充にともない、体育・実験・実習など正課中における学生の災害事故の増加は、大学運営上の困難な問題となっており、これに対する対策の確立は、教官・学生いずれの側にとっても重大な関心事となりつつある。本来、学問の進歩に即応し、各分野の専門的研究と結びつかなくてはならない大学教育の特殊な性格を考えると、教育実施の過程における不測の事故に対する十分な対策を制度的に確立しておくことは、緊急な必要事であると考えられる。

国立大学協会は、予てよりこの問題に関し、各大学における災害事故の実態を調査し、これにたいする対応策を検討してきたが、ここに左記基本方針に沿った早急な制度化を要望する次第である。

記

1 対象を正課中における災害事故に限定す

る。

- 2 互助精神を基本にしてそのための制度化を進める。
- 3 大学における実験・実習その他教育・研究の特殊性を考慮し国の強力な財政的措置を要請する。
- 4 適用の範囲は学部学生，大学院生，研究生その他これに準ずる者とする。

昭和48年11月1日

国立大学協会

会長 林 健太郎

(要望先)

奥野文部大臣，河野政務次官，村山次官，井内官房長，木田大学学術局長，安養等，笠木両審議官，佐野高等教育計画課長，大崎大学課長，十文字学生課長，三角会計課長，望月人事課長，菅野教育施設部長

窓

国立大学スポーツ教室

——肥満児スポーツ教室開催について——

本年度，文部省より委嘱のあった，国立大学の施設と教官をもって地域住民の健康・体力の向上とスポーツの普及を意図とするスポーツ教室は，本学では A. 幼児—幼児体育コース・B. 児童—肥満児コース・C. 成人—婦人美容体操コースを開講し，A，Bは8月中に終了し，Cは10月に実施することにした。

ここでは，私の担当した肥満児コースについて実施の概略と終了後の感想を述べる。

当地における肥満児の出現は，全国的な流動の例に洩れず，地方都市へ移行し，最近の当市の小学校における肥満児の出現率は，男子6年で6.2%，女子6年で6.8%（調査者，家崎）と比較的高い出現率である。肥満児は，単に形態的にその容姿が問題とされるだけでなく，運動嫌い，体育遅滞児，学習意欲の喪失，成人肥満体への移行など幾多の問題点を持ち，家庭や学校においてはその対策に苦慮している現状にある。

この対策の一助として，地域の要望に幾分でも応じたいと，児童の夏季休暇中に今般スポーツ教室の1コースとして，肥満児コースを設定した。

- 期間 8月3日～13日の間の7回，1日3時間。
- ねらい 実施期間が短期のため，肥満児の運動への興味づけ自発的参加態度の育成と栄養食事法の指導をもって，肥満児とその家族が肥満解消のため継続的な生活ができることを重点とする。
- 運動種目 体操・ランニング・トランポリン・砂俵および砂袋の運搬・クライミングロープ・水泳。
- 講義 栄養，食事法・肥満の問題点。

この夏の暑さは特別酷しいため，教室は8時より11時までの“お早ようスポーツ教室”とし，運動量を多くする意味で自転車を使って早朝から受講させた。

——運動処方による子ども達の状況——

体操 肥満児が毎日2回家庭で行なうための“がんばり体操”と柔軟性，筋力，敏捷性を高める体操は，苦手な運動だけに興味づけに苦心する。

ランニング 大学構内の起伏多い地形と松林の自然の障害物を利用して，楽しく10分間のランニング。



砂俵の運搬 特製の砂俵(20~30kg)にロープをつけてけん引。

距離は最初50mを目標とする。炎天下で俵を引く肥満児の顔から「先生は、なんと残酷な人だ」「こんな重い物をボクは引っぱれる筈がない」……うらめしそうな目、つらそうに訴える目が私に集中する。3日目頃から、子ども達にも意欲が出て、子ども同志の声援もあって、距離は80m、100m、150mと延びて最終日は300mのグラウンドを1周した。ロープが肩に食い込む痛み、滝のような汗、のどの渇きにも耐えて300mのゴールに着いた肥満児の顔は、運動に対する意欲と自信に満ちあふれていた。

砂袋の運搬 両手に7.5kgずつの砂袋を持つての運搬は、甘い坊の多い肥満児にとっては、かなり苦しい運動であったが、砂俵のけん引と同様日に日にその距離が延長され、エネルギー消費を増すとともに忍耐力が付き、子ども達の真摯な姿に頭が下がる思いであった。

クライミングロープ 松の大枝にかけたロープ登りは、自己の体重を支えることの苦手な肥満児諸君にとっては、至難の技であり、運動に対しての拒否反応を起こされてはと……そこでターザン遊び……大きな叫び声を出して肥満児一同大喜び。また、ロープを使つての崖登りは、最高体重70kgのS君にとって、大変な挑戦であった。ロープに身を託して登るS君の必死の姿に、声援を送る子ども達の友情の絆を感じさせられた。

トランポリン 松の木影にセットされたトランポリンは、肥満児にとって最も人気のある運動である。松の枝に届かんとばかりジャンプを楽しみ、回が進むにつれ単純なジャンプに物足りなさを感じて、助手君に新しい種目を要求する。全身で運動の楽しさを覚える肥満児に適応した器具と言えよう。

水泳 前記の幾つかの運動種目は、酷しい暑さの中での実施であつただけに、正直に云って苦しみの連続であつたが、毎日最後の種目である大学プールでの水泳を楽しみに頑張り続けたと思える。

泳力の0mの4名が、最終日に15m~20m泳げるようになった。わが子の努力に、同伴した父母の喜びは大きかつた。

それぞれの、運動処方の一齣の描写によって、肥満児達の活動ぶりが察知して頂けたと思いますが、短期間の教室では体重の著しい減少は期待できないが、運動の楽しさを覚え、自己の潜在した力量を自覚し、動作に積極性が認められたことは大きな収穫であった。体重の変動も毎回の測定を通して、後半に減少を示した者があり、教室終了の1ヶ月後の報告では、2.5~3kg体重が減量した者が5名あった。

今回の受講児童によって“松ぼっくりの会”をつくり、今後も追跡調査と指導を行なうことを約束して閉講した。

ある父兄の言葉に「小学生のわが子が、大学でこのような指導をして貰えるとは、夢にも思っていなかった」「毎年開講して、肥満児を持つ家庭に光明を与えて欲しい」と喜びと希望が述べられている。大学の体育施設を開放して指導した結果が、地域住民の人々の喜びの言葉を聞いたとき、記録的な暑さの中で、いささか難業であつたこの催しに対して、涼風を覚えた。

(和歌山大学教授 家崎 満大)

C 資 料

1. 国立学校設置法等の一部を改正する法律の施行について (通達)

文大大 第434号
昭和48年10月5日

各国公私立大学長 殿

文部事務次官
村山松雄

このたび「国立学校設置法等の一部を改正する法律」（昭和48年法律第103号、以下「法律」という。）が9月29日に公布され、国立の医科大学の新設等に関する規定は同日、筑波大学の創設及び大学制度の改善等の措置に関する規定は10月1日に、それぞれ施行されました。

この法律は、旭川医科大学の設置等国立学校の整備充実を図るほか、新しい構想に基づく大学として筑波大学を創設するとともに、学校教育法等の一部を改正し、大学制度の弾力化等に関する措置を講じたものであります。

国民の高等教育に対する多様な要請にこたえ、かつ学術・研究の進歩・発展を期するために大学改革の推進を図ることは現下の急務であります。このことは、基本的には各大学の自主的な努力にまつべきものであります。大学制度の弾力化を図ることによりこれらの努力による自主的改革の推進に資することが、このたびの改正の重要な目的であり、筑波大学はこのような制度の弾力化を基礎とした新しい大学のひとつとして設置されたものであります。

各大学におかれては、かねてから改革の検討等を進めておられることと存じますが、このような改正の趣旨について十分御理解をいただき、自主的改革の実現に一層の努力を払われるようお願いいたします。

この法律の要旨及び留意点は、下記のとおりです。十分御了知のうえ、それぞれ関係のある事項についてその運用に遺憾のないよう取り計らい下さい。

記

第1 学校教育法等の一部改正について

1. 学部以外の教育研究上の基本となる組織の設置（学校教育法第53条の改正）

(1) 大学の基本となる組織としては、従来、学部のみが認められてきたが、今回、この点が改められ、学部を常例としつつも、それぞれの大学において教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部の設置に代えて、学部以外の教育研究のための組織を置きうることとされた。

(2) 学部以外の教育研究上の基本となる組織の具体的な基準上の取扱いについては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）を改正し、所要の規定を整備したうえ、別途通知する予定である。

(3) 学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合の当該組織に関する法令上の取扱いについては、別段の定めのない限り、法令に「学部」と規定されている場合（学校教育法、私立学校法、弁護士

法等)には、これに含まれるものである。(学校教育法第87条の2)

(4) 学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置する場合には、学部の場合と同様、公・私立大学にあっては文部大臣の認可を受け(学校教育法第4条)、国立大学にあっては、国立学校設置法にその組織について所要の規定を設ける必要がある。

(5) 従来、大学には、数個の学部を置くことを常例とし、一個の学部のみを置くいわゆる単科大学は特別の必要がある場合においてのみ認められることとされていたが、大学教育に対する多様な要請と単科大学の実態にかんがみ、学部の数については、特に原則、例外の別を設けないこととされた。

2. 医・歯学部における履修方法の弾力化

(1) 医学教育又は歯学教育を行う学部、学科における履修方法については、これまでとられていた4年の専門の課程と2年以上の進学の課程とに区分する方法のほかに、このような区分を設けず6年間を通ずるいわゆる一貫教育の方法もとりうるようにされた。

(2) 医学・歯学教育については、医・歯学の高度の発展に伴う専門教育の一層の改善と一般教育の充実を図り、社会の信頼に応える医師を養成することが強く要請されているところであり、この改正を期に、全体として調和のとれた充実した教育課程を編成するよう十分配慮する必要がある。

3. 副学長の設置(学校教育法第58条の改正)

(1) 大学に、その運営を円滑かつ適切に遂行するため、必要に応じ、学長の職務を助けることを任務とする副学長を置くこととされた。

(2) 副学長は、学長・教授等と異なりすべての大学に必ず置かなければならない職ではなく、大学の運営上の必要性を勘案し、各大学の判断に基づき置くことができるものであり、また、その数についても1人に限らず必要数置くことができるものである。

(3) 副学長の職務は「学長の職務を助ける」こととされているが(同条第4項)、その具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められるところによる。

また、副学長はその職務の内容から学長・教授等とならぶ独立の職として置かれるものであり、原則として専任者をもって充てる職であるが、特別の事情のある場合には他の職にあるものを充てることもさしつかえない。

なお、国・公立大学に置かれる副学長の任免等の人事上の取扱いに関しては、現行の学部長以外の部局長と同様の取扱いを行うこととされている。(4の(1)参照)

4. 教育公務員特例法の一部改正

この法律により、教育公務員特例法の一部が改正され、下記のとおり、副学長の人事上の取扱いを定めるとともに協議会の廃止等の措置がとられた。

(1) 副学長の人事上の取扱い(教育公務員特例法第2条第3項の改正)

前記のとおり、今回学校教育法の改正

で大学に副学長を置くことができることとされたが、国・公立大学に置かれる副学長の任免の手續等については、現行の学部長以外の部局長（研究所長、図書館長等）と同様に取扱うこととされた。

なお、副学長はいわゆる部局長の長ではないが、その職の重要性にかんがみ、その採用等にかかる選考は、学長が評議会の議に基づき定める基準により行うものとされる等任免等の人事上の取扱いについて部局長と同様の取扱いとされたものである。

(2) 協議会の廃止（教育公務員特例法第25条第1項の改正）

同法中「大学管理機関」に読みかえられている機関のうち協議会が廃止され、その権限は評議会が行うこととする措置がとられた。

これは協議会と評議会とがその構成においてきわめて類似しており、その運営の実態においても両者を別の組織として存置する必要性が乏しくなっていることにかんがみ、協議会を廃止してその権限を評議会に移し、制度の簡素化を図ったものである。

この改正に伴い、昭和48年10月1日以後、同法上の協議会が廃止されるので、国・公立大学は、関係の学内規程等の改廃等によって協議会を廃止し、その権限を評議会に引き継ぐための措置をとる必要がある。

(3) なお、筑波大学においては、後述のとおり、学群、学系という新しい教育研究上の組織がとられたことに伴い、教員の採用及び昇任にかかる選考等について、

教授会の権限とされている事項は、これを人事委員会が行うこととされた。（教育公務員特例法第25条第1項第1号及び第5号）

第2 筑波大学の創設について

この法律により、国立学校設置法の一部が改正され、上記の大学制度の弾力化を踏まえた新しい構想に基づく大学として筑波大学が創設された。

この筑波大学は、東京教育大学が筑波研究学園都市へ移転することを契機として、これまでの大学制度にとらわれない新しい総合大学を建設しようとするものであるが、その特色とするところは次のとおりである。

(1) 教育研究の組織として学部・学科制をとらず、学群・学類及び学系という新しい組織が設けられている。すなわち、学群は、学生の教育指導上の組織として編成され、広い分野にわたって学生自身の希望を生かし将来の発展の基礎を培うことができるよう配慮されているものであり、それぞれ幅の広い教育領域を擁する第一学群、第二学群及び第三学群並びに医学、体育及び芸術の各専門学群が置かれ、さらに、第一学群には、人文、社会、自然の3学類が、第二学群には比較文化、人間、生物、農林の4学類が、第三学群には、社会工学、情報、基礎工学の3学類がそれぞれ設置される予定である。同時に筑波大学のすべての教員が所属する研究上の組織として、学術の専門分野に応じて編成する学系が置かれ、研究上の要請に十分対処しうる条件が整備されることとされている。

(2) このような新しい教育研究の組織をとり入れたことと関連し、筑波大学の教授会

(同大学ではこれを「教員会議」と称する。)は、教育研究上基本となる組織である学群・学系等に置かれ、大学の運営は、これらの教員会議と密接な連携の下に評議会及び人事委員会等の全学的組織を設けるほか、副学長の設置等により全学の協調を基礎として機能的に行われることとされている。

なお、人事委員会は、学群・学系制度による教育研究の機能的分化に対処して、教育、研究両面からの要請を勘案しながら全学的な見地にたって適正な人事を確保することを目的とするものである。

- (3) 開かれた大学をめざし、大学の運営に学外の良識ある意見を適切に反映させるため参与会を設け、大学自身の自主性を基礎としつつ必要に応じて学外有識者の意見を取り入れるよう配慮されている。

第3 国立学校等の新設整備について

以上のほか、この法律により国立学校設置法の一部が改正され、旭川医科大学等国立の大学、学部及び研究所等の新設整備が行われたが、その概要は、次のとおりである。

- (1) 旭川医科大学を設置し、山形大学及び愛媛大学に医学部を設置したこと。
- (2) 埼玉大学及び滋賀大学に新たに大学院を設置したこと。
- (3) 東北大学に東北大学医療技術短期大学部を併設したこと。
- (4) 東京医科歯科大学に難治疾患研究所を、名古屋大学に水圏科学研究所をそれぞれ附置するとともに千葉大学の腐敗研究所の名称を生物活性研究所に改めたこと。
- (5) 国立久里浜養護学校を設置したこと。
- (6) 国立大学共同利用機関として国立極地研

究所を設置したこと。

2. 日本学術振興会米国派遣学生等募集について

昭和48年9月27日

国立大学協会 殿

日本学術振興会

事業部長 天 土 春 樹

拝啓 時下ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

本会では、従来から国の予算(補助金)によって流動研究員、奨励研究員、外国人招へい研究員(外国人流動研究員を改めたもの。)、外国人共同研究員(外国人奨励研究員を改めたもの。))および英国派遣研究者の事業を実施しており、これらの希望者を募集しております。また、これらと同様に国の補助金によって実施している米国派遣研究者の希望者(自然科学の各分野に限る。)を昭和49年度から募集することといたしました。昭和49年度事業に係るこれらの募集は、当該年度の国の予算が成立した後できるだけ早くそれぞれの採用者を決定し、その研究参加に要する経費または奨励金等を支給できるようにするために、昭和49年度事業に係るこれらの募集を別添の募集要項により早期に行いません。

つきましては、各募集要項をお送りいたしますから、関係方面へ周知方何分よろしく願い申し上げます。

なお、このことについて、照会等がありました節は、照会者が本会国際事業課へ問い合わせるようお伝えくださるようお願いいたします。

おって本会は、10月末移転するため、申請書の提出先は新住所といたしましたのでご了承ください。

ださるよう申し添えます。 啓 具

注 (新)東京都千代田区麹町5-3 ヤマトビル内
(03)(263)1721

3. 日本学術会議第10期会員選考 周知方について

日本学術会議第10期会員選考は、昭和49年11月に行われます。

会員を選挙し、会員に選挙されるためには、日本学術会議の有権者名簿に登録されなければなりません。

この選挙について、次のことに留意してください。

- 前回(第9期)の選挙の際有権者であった者については、選挙管理会に保管してある登録用カードにより、資格審査を行います。

この審査で認定された者は、そのまま有権

者名簿に登録されますから、あらためて登録用カードを提出する必要はありませんが、選挙管理会から登録用カードを提出するよう通知のあった者は、あらためて登録用カードを提出してください。

- 前回の選挙の有権者以外の者で、有権者名簿に登録を求めようとする者は、登録用カードを提出してください。

- 登録用カードは、いつでも提出することができますが、第10期選挙のための登録用カードの受付は、昭和49年3月31日で締切りますから、その日までに選挙管理会に到着するように提出してください。

- 登録用カード用紙は、選挙管理会に請求すれば無料で送付します。

- 今回(第10期)の選挙期日(投票の締切日)は、昭和49年11月25日です。

(以下省略)

窓

国立学校スポーツ教室を開催して

女子大学にふさわしいコースをと、スタッフ一同で協議した結果、軽スポーツ、フォークダンス・民踊コースと並んで主任松本教授のアイデアにより美容のための新体操コースを開催することになった。マスコミに少々とり上げられたせいか受付け前から問い合わせも多く、当日などは朝8時から問い合わせの電話が殺到し日頃静かな大学を揺り動かした感があった。特に美容のための新体操コースの人氣が凄まじく2日目で定員30名を軽く突破、どうしても引きさがないおば様方に負けて定員12名をオーバーして受付ける次第となった。

小雨降る第1日目、平均年令40才の婦人方の熱意は凄まじく、卓球コースの婦人方は技の修得に、フォークダンス・民踊コースの方々はそのなかにも親和感に溢れ、美容コースの方々は、すこしでもやせたいとボリュームある身体を歯を食いしばってころがる様に動き続けストップをかけるまでは決してやめない始末に指導者は、日頃の静かな学生相手の授業時に忘れかけていた相互の熱気に感激すると共に、この年代の婦人達の美的運動欲求のはげしさに驚ろいた次第であった。

しかし、一方では実施にあたっての施設の不足、事務関係や指導者にかかる負担等の点では、まだまだ改善されるべき点も多くあることも同時に痛感した。

(お茶の水女子大学講師 石黒 節子)

D そ の 他

○ 学長の逝去 池田信州大学長には8月3日結腸癌のため逝去された。9月8日行なわれた大学葬には芦田名古屋大学長(理事)が参列し会長弔辞を捧呈された。

科学技術行政特別委員会	池田雄一郎 (信州大)	福原満洲雄 (東京農工大)
〃	葛西泰二郎 (九州工大)	許斐 貢 (同 大)

1. 学長・役員・委員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
東京工業大学	加藤 六美	川上 正光
新潟大学	長崎 明	北村 四朗
金沢大学	中川善之助	豊田 文一
九州工業大学	葛西泰二郎	許斐 貢

(2) 加藤副会長の後任として相磯千葉大学長が11月15日の理事会において副会長に互選された。

(3) 特別委員会委員の交代

委員会名	旧	新
医学教育に関する特別委員会	長崎 明 (新潟大)	北村 四郎 (同 大)
〃	中川善之助 (金沢大)	豊田 文一 (同 大)
新設大学拡充特別委員会	長崎 明 (新潟大)	北村 四郎 (同 大)
〃	中川善之助 (金沢大)	豊田 文一 (同 大)
入試期特別委員会	長崎 明 (新潟大)	北村 四郎 (同 大)
〃	中川善之助 (金沢大)	豊田 文一 (同 大)
〃	葛西泰二郎 (九州工大)	許斐 貢 (同 大)

2. 寄贈図書

昭和47年度大学入学者選抜実態調査
「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」に対する意見等昭和48年7月
昭和49年度大学入学者選抜試験問題作成の参考資料(国語編, 社会編, 数学編, 理科編, 外国語編, 職業編)

以上文部省
一般教育課程の改革と総合科学部の創設
(その2)

教育系・教員養成問題専門委員会中間報告
広島大学統合移転と改革についての基本構想
学内通信第4集(No. 64~No. 94)昭和47年度
第2回健康増進セミナー報告
(Phoenix health No. 5 昭和47年度)

以上 広島大学
大学設置審査要覧 昭和48年1月
大学設置審査申し合せ集 昭和48年5月
東京教育大渡部教授
スポーツ安全協会 評議員・理事会資料
スポーツ安全協会
岡山大学所蔵近世庶民史料目録第1巻
第2巻

岡山大学
Univesitas Vol. 15 Aug. Stuttgart

訂正

会報第61号P50右段9行~10行目, 11行目および21行目をそれぞれ下記のとおり訂正します。

9~10行目: 「①原則的に盲人の問題の出題は, 音声をもって伝達し, 解答は点字等を使用したのち音声をもって答えさせることにした。……」

11行目: 「ア. 出題等を音声で行なうことは, ……」

21行目: 「(例えば, 階段を斜路にすることなど)」

国立大学協会組織表

(昭和25・7・13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事—会長, 副会長を含む21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会 新設大学拡充特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会 図書館特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会 研究所特別委員会
 - 入試期特別委員会 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 入試調査特別委員会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

編集後記

本号には国大協としての訪独報告記事を加藤前東京大学長(会長)から, また窓欄には今夏行なわれた国立大学スポーツ教室についてお茶の水女子大石黒講師, 和歌山大家崎教授からと東北大学の大学教育開放センター開設について同大塚本教授からそれぞれお寄せいただいたことをお礼を申しあげる。国大協の仕事はいつも忙がしい。木々の冬芽がもう大分ふくらんでいた。次回の原稿を先生方をお願いしてやっと一息つく(C)

昭和48年12月1日 印刷 (非売品)
昭和48年12月3日 発行

会 報 第 62 号

東京都文京区本郷7丁目3番1号

東 京 大 学 構 内

国立大学協会事務局長

印刷兼
発行者

鶴 田 酒 造 雄

電話 03 (812) 2111 内線 4450
(直通) 03 (813) 0647 3668
郵便番号 113